

官報

号外 平成十四年七月十八日

○第一百五十四回 衆議院會議録 第四十八号

平成十四年七月十八日(木曜日)

議事日程 第三十八号

平成十四年七月十八日

午後一時開議

第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(第百五十三回国会、田中慶秋君外五名提出)

第三 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(山中貞則君外八名提出)

第四 アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件

第五 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案(厚生労働委員長提出)

第六 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(第百五十三回国会、田中慶秋君外五名提出)

日程第三 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(山中貞則君外八名提出)

日程第四 アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件

日程第五 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案(厚生労働委員長提出)

日程第六 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

国立国会図書館館長の任命承認の件

午後一時二分開議

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

○議長(綿貫民輔君) 御報告することがあります。永年在職議員として表彰された元議員久保等君は、去る六月十五日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

久保等君に対する弔詞は、議長において今十八日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

(総員起立)

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもってその功勞を表彰され、さきに公害対策並びに環境保全特別委員長の要職にあたられた従三位勲一等久保等君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長赤城徳彦君。

公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(赤城徳彦君登壇)

○赤城徳彦君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成十二年国勢調査の結果に基づいて衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての報告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定等を行うこととするもので、その主な内容は、

第一に、衆議院小選挙区選出議員の選挙区について、二十都道府県において六十八選挙区の改定を行うこととしております。

第二に、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数について、南関東選挙区を現行二十一人から二十二人とし、近畿選挙区を現行三十人から二十九人とすることとしております。

第三に、この法律は、公布の日から起算して一カ月を経過した日から施行することとし、改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙については、この法律の施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から適用することとしております。

本案は、去る六月十一日本委員会に付託され、同月二十八日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、七月五日に質疑に入りました。

質疑では、県別定数配分において過疎地域に配慮したはずの基礎配分方式によって過疎地域が逆に定数減となる例や、一貫して人口増を続けている県において定数減となる例の不合理性、格差二倍未満の達成には必要がないと考えられる区割り変更が行われたこと是非、市区の分割を避ける

平成十四年七月十八日 衆議院會議録第四十八号

元議員久保等君逝去につき弔詞贈呈の報告

公職選挙法の一部を改正する法律案

ため選挙区の中核部分を変更したことは是非、その他、人口基準を機械的に適用し、地域の生活圏等を軽視した区割りの問題性、また、勧告に基づく区割り改定案を国会で修正することの可否、格差二倍以上の選挙区の解消の必要性、基礎配分方式の見直し、今後の市町村合併の動向と選挙区の整合性のあり方、区割り勧告に当たつての地域の意見の反映などについて真摯な議論が交わされました。

昨日、本案に対する質疑を終了し、討論の後、採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対して附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(第百五十三回国会、田中慶秋君外五名提出)

中慶秋君外五名提出)

日程第三 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(山中貞則君外八名提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、第百五十三回国

会、田中慶秋君外五名提出、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案、日程第三、山中貞則君外八名提出、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長谷畑孝君。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(第百五十三回国会、田中慶秋君外五名提出及び同報告書

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(山中貞則君外八名提出及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔谷畑孝君登壇〕

○谷畑孝君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、両法律案の主な内容について申し上げます。

田中慶秋君外五名提出の入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案は、入札談合等関与行為を排除及び防止するため、

第一に、入札談合等関与行為の定義として、国等の職員が入札談合等を行わせ、助長し、または容易にすること及び職員が入札談合等が行われるおそれがあることを知りながら入札談合等を行わせるための措置を講じないこととする、

第二に、公正取引委員会が各省各庁の長等に対して入札談合等関与行為を排除するための改善措

置を要求することができること、

第三に、各省各庁の長等に対して入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求及び当該職員に係る懲戒事由の調査を義務づけること、

第四に、公正取引委員会と会計検査院との連携を強化すること

次に、山中貞則君外八名提出の入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案は、入札談合等関与行為を排除及び防止するため、

第一に、入札談合等関与行為の定義として、談合の明示的な指示、受注者に関する意向の表明、発注に係る秘密情報の漏えいの三つの行為類型を定めること、

第二に、公正取引委員会が各省各庁の長等に対して入札談合等関与行為を排除するための改善措置を要求できること、

第三に、各省各庁の長等に対して入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求及び当該職員に係る懲戒事由の調査を義務づけること、

第四に、公正取引委員会と会計検査院との連携を強化すること

次に、山中貞則君外八名提出の入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案は、入札談合等関与行為を排除及び防止するため、

第一に、入札談合等関与行為の定義として、談合の明示的な指示、受注者に関する意向の表明、発注に係る秘密情報の漏えいの三つの行為類型を定めること、

第二に、公正取引委員会が各省各庁の長等に対して入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置を要求できること、

第三に、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求及び当該職員に係る懲戒事由の調査を義務づけること

田中慶秋君外五名提出の法律案は、第百五十三回国会に提出され、継続審査となっていたものであり、また、山中貞則君外八名提出の法律案は、今国会において、去る七月四日本委員会に付託されたものであります。

両法律案は、昨日提出者林義郎君及び武正公一君からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、質疑を行った後、まず、民主党提出の入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案につきまして

は、採決の結果、賛成少数をもって否決すべきものと議決いたしました。次に、与党三党提出の入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案につきましては、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。まず、日程第二、第百五十三回国会、田中慶秋君外五名提出、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第三、山中貞則君外八名提出、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案につき採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。まず、日程第二、第百五十三回国会、田中慶秋君外五名提出、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第三、山中貞則君外八名提出、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案につき採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。まず、日程第二、第百五十三回国会、田中慶秋君外五名提出、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第三、山中貞則君外八名提出、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案につき採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

日程第四 アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求むるの件

○議長(綿貫民輔君) 日程第四、アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求むるの件を議題といたします。委員長長の報告を求めます。外務委員長吉田公一君。

アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求むるの件及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(吉田公一君登壇)

○吉田公一君 ただいま議題となりましたアジア太平洋郵便連合憲章追加議定書等につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

アジア太平洋郵便連合は、万国郵便連合憲章に基づく限定連合の一つとして昭和三十七年にアジア太平洋地域に設立された国際機関であります。連合は、同地域における加盟国間の郵便業務上の協力を増進することを目的として、連合の基本文書であります憲章に基づいて運営されております。

昭和六十年以降、憲章は追加議定書により改正されることとされ、平成十二年九月にテヘランで開催された第八回大会議において、連合の組織及

び運営の合理化のため、憲章を改正する第二追加議定書が採択され、また、これにあわせ、一般規則を改正するための追加議定書が採択されました。

これらの追加議定書の主な改正点は、連合の機関である中央事務局及びアジア太平洋郵便研修センターを廃止し、新たに管理部門及び研修部門から成る事務局を設けること、憲章の第二追加議定書を反映し、事務局の組織、職員等及び事務局長の任務について定めること等であり、

本件は、去る七月十一日外務委員会に付託され、十二日川口外務大臣から提案理由の説明を聴取し、十七日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○議長(綿貫民輔君) 日程第五及び第六は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

日程第五 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案(厚生労働委員長提出)
日程第六 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第五、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案、日程第六、社会保険労務士法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。厚生労働委員長森英介君。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案
社会保険労務士法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

(森英介君登壇)

○森英介君 ただいま議題となりました二法案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案について申し上げます。

本案は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができず、また、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスになることを防止するための生活上の支援等に関し、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資そうとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、就業の機会、居住の場所並びに保健及

び医療の確保等によりホームレスを自立させ、また、生活上の支援等によりホームレスとなることを防止し、さらに、ホームレスに関する諸問題の解決を図ることを施策の目標とすること。

第二に、ホームレス自身もみずからの自立に努めるものとする。

第三に、厚生労働大臣及び国土交通大臣はホームレスの自立の支援等に関する基本方針を、また、地方公共団体は必要があると認めるときは基本方針に即した実施計画をそれぞれ策定しなければならないものとする。

第四に、国は、ホームレスの自立支援策を推進するため、地方公共団体等を支援するための財政上の措置等を講ずるよう努めなければならないものとする。

第五に、公共の用に供する施設の管理者は、ホームレスの起居によりその適正利用が妨げられているときは、必要な措置をとるものとする。

なお、この法律は、公布の日から施行し、施行から十年を経過した日に失効するものとし、施行後五年を目途に検討を加えるものとしております。

次に、社会保険労務士法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、近年における労働者の働き方や就業意識の多様化の進展等に伴い、国民の利便性の向上に資するとともに信頼される社会保険労務士制度を確立するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、社会保険労務士は共同して社会保険労務士法人を設立することができるものとする。

第二に、社会保険労務士は、個別労働関係紛争に関して、紛争調整委員会におけるあつせんについて、紛争の当事者を代理することができるものとする。

第三に、社会保険労務士が業務を行不得ない事件について規定を整備するとともに、非社会保険労務士との提携を行うことを禁止するものとする。

第四に、社会保険労務士会等の会則の記載事項から、報酬に関する規定を削除するものとする。

なお、この法律は、平成十五年四月一日から施行し、報酬規定の削除に関する部分については、公布の日から施行することとしております。

以上が、二法案の趣旨及び内容であります。

両案は、いずれも、昨日の厚生労働委員会において、多数をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

なお、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案につきましては、当委員会において、本法律の運用に関し決議が行われたことを申し添えます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、両案とも可決いたしました。

国立国会図書館の館長の任命承認の件
○議長(綿貫民輔君) お諮りいたします。
国立国会図書館の館長に黒澤隆雄君を両議院の議長において任命したいと存じます。黒澤隆雄君の任命を承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、承認することに決まりました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。
午後一時二十三分散会

出席国務大臣

- 総務大臣 片山虎之助君
外務大臣 川口 順子君
厚生労働大臣 坂口 力君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る十六日、内閣から次の報告書を受領した。

国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成十四年一月一日から同年六月三十日までの間における同法の施行状況報告書
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員
辞任
高村 正彦君
細田 博之君
木下 厚君
前田 雄吉君
伊藤信太郎君
松野 博一君
武正 公一君
山村 健君

補欠
伊藤信太郎君
松野 博一君
武正 公一君
山村 健君
高村 正彦君
細田 博之君
木下 厚君
前田 雄吉君

財務金融委員
辞任
岩倉 博文君
小泉 龍司君
山本 明彦君
江崎洋一郎君
永田 寿康君
谷田 武彦君
鎌田さゆり君
岡下 信子君
小西 理君
吉野 正芳君
津川 祥吾君
松野 頼久君

補欠
谷田 武彦君
岡下 信子君
吉野 正芳君
松野 頼久君
鎌田さゆり君
小西 理君
津川 祥吾君
小泉 龍司君
岩倉 博文君
山本 明彦君
永田 寿康君
江崎洋一郎君

厚生労働委員
辞任
木村 義雄君
谷津 義男君
北村 直人君
田中 和徳君
経済産業委員
辞任
山本 明彦君

補欠
田中 和徳君
北村 直人君
谷津 義男君
木村 義雄君
補欠
吉野 正芳君

環境委員
辞任
金子 哲夫君
原 陽子君

補欠
原 陽子君
金子 哲夫君

国家基本政策委員
辞任
山崎 拓君
林 幹雄君

補欠
林 幹雄君
山崎 拓君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員
辞任
岩屋 毅君
村上誠一郎君
谷津 義男君
奥田 建君
赤羽 一嘉君
藤木 洋子君
伊藤信太郎君
北村 直人君
中馬 弘毅君
桑原 豊君
丸谷 佳織君
瀬古由起子君

補欠
中馬 弘毅君
伊藤信太郎君
北村 直人君
谷津 義男君
岩屋 毅君
奥田 建君
赤羽 一嘉君
藤木 洋子君

一、昨十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

山名 靖英君 丸谷 佳織君
丸谷 佳織君 山名 靖英君

補欠

(議案提出)

一、去る十六日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案(災害対策特別委員長提出) 有明海及び八代海の再生に関する臨時措置法案 (佐藤謙一郎君外五名提出)

一、昨十七日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(長勢甚遠君外三名提出)

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案(厚生労働委員長提出)

社会保険労務士法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

(議案付託)

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

刑を言い渡された者の移送に関する条約の締結について承認を求めの件(条約第一四号)(参議院送付)

外務委員会 付託

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(相沢英之君外五名提出、衆法第二五号)

財務金融委員会 付託

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案(古賀誠君外九名提出、衆法第二二三号)

農林水産委員会 付託

平成十四年七月十八日 衆議院会議録第四十八号

議長長の報告

一、昨十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正(締約国の第九回会合において採択されたもの)の受諾について承認を求めの件(条約第七号)(参議院送付)

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めの件(条約第七号)(参議院送付)

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締結について承認を求めの件(条約第八号)(参議院送付)

以上三件 外務委員会 付託

有明海及び八代海の再生に関する臨時措置法案(佐藤謙一郎君外五名提出、衆法第四〇号)

農林水産委員会 付託

(議案送付)

一、去る十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案(災害対策特別委員長提出) 有明海及び八代海の再生に関する臨時措置法案(佐藤謙一郎君外五名提出)

一、去る十六日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案

(議案撤回)

一、去る十六日、議員からの申し出により次の議案は撤回された。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案(原田昇左右君外八名提出) 一、昨十七日、議員からの申し出により次の議案

は委員会において撤回を許可した。

ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法案(鍵田節哉君外九名提出、第五百五十一回国会衆法第四九号)

(議案撤回通知)

一、去る十六日、次の議案は同日提出者が撤回した旨参議院に通知した。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案(原田昇左右君外八名提出)

一、昨十七日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法案(鍵田節哉君外九名提出、第五百五十一回国会衆法第四九号)

(質問書提出)

一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ガーナ共和国大使就任等に関する質問主意書(首藤信彦君提出) 相模原市内の米軍基地に関する質問主意書(原陽子君提出) 福岡県大川市、佐賀県諸富町の家具、木工業の活性化のための緊急対策に関する質問主意書(赤嶺政賢君外一名提出)

一、不合理な鉄道運賃の改善に関する質問主意書(今田保典君提出)

一、昨十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

郵便輸送における安全問題に関する再質問主意書(保坂展人君提出)

(答弁書受領)

一、去る十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員長妻昭君提出有事法制等にある「我が国」の定義に関する質問に対する答弁書

平成十四年七月五日提出 質問第一二一六号

有事法制等にある「我が国」の定義に関する質問主意書 提出者 長妻 昭

有事法制等にある「我が国」の定義に関する質問主意書

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案(以下「法案」といふ)第一条第一号武力攻撃の定義文中にある「我が国」に対する外部からの武力攻撃の「我が国」の概念についてお尋ねする。

一 この「我が国」と自衛隊法第七六条の防衛出動に関して規定した条文中の「我が国」を防衛するため必要があると認める場合には「我が国」との概念は、地域的的概念等を含め同一のものか。

二 政府は委員会答弁等で、「我が国」とは「基本的に我が国の領土、領海、領空」つまり、我が国領域と答弁されている。しかし、例外として、我が国領域外も「我が国」概念に含まれる旨の答弁もある。そこでお尋ねする。

「我が国」の定義を「我が国の領域に限る、例外は無い」とした場合、どのような不都合が生じるのか。考え得るものすべてをお示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質一五四第一二六号
平成十四年七月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出有事法制等にある「我が国」の定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出有事法制等にある

「我が国」の定義に関する質問に対する答弁書

一について

今国会に提出している武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案(以下「法案」という。第二条第一号の「我が国」は、日本国を指すという意味において、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第七十六条にいう「わが国」と同一のものである。

二について
衆議院議員金田誠一君提出「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案」に関する質問に対する答弁書(平成十四年六月十四日内閣衆質一五四第八号)一の1についてでお答えしたとおり、法案第二条第一号の「我が国」に対する「武力攻撃」とは、基本的には我が国の領土、領海、領空に対する武力攻撃をいうと考える。
特定の事例が我が国に対する武力攻撃に該当するかどうかについては、個別の状況に応じ

て判断することとなるが、我が国の領土、領海、領空に対するものではない攻撃で、公海上にある我が国の艦船に対するものは、状況によつては、法案第二条第一号の「我が国」に対する「武力攻撃」に該当し得ると考えている。

仮に法案第二条第一号の「我が国」に対する「武力攻撃」が我が国の領域に対するものに限定されるとすれば、我が国の領域に対するものではない攻撃で、公海上にある我が国の艦船に対するものが発生した場合において、いかなる状況においても、この法案の下で自衛権の発動としての武力の行使を行うことはできず、ひいては、「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保」という法案の目的が達成できないこととなる。

(答弁通知書受領)

一、去る十六日、内閣から、衆議院議員平岡秀夫君提出「日米安全保障条約に基づく在日米軍の行動基準等」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十四年七月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十四年五月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

別表第一北海道第三区の項中「豊平区」を「豊平区」に改め、同表北海道第五区の項中「清田区」を「恵庭市」に改め、同表北海道第六区

の項及び第七区の項を次のように改める。

第六区

旭川市

士別市

名寄市

富良野市

上川支庁管内

第七区

釧路市

根室市

釧路支庁管内

根室支庁管内

別表第一北海道第十区の項中「岩見沢市」を「岩見沢市」に、「空知支庁管内」を「空知支庁管内」に改め、同表北海道第十二区の項を次のように改める。

第十二区

北見市

網走市

稚内市

紋別市

宗谷支庁管内

網走支庁管内

別表第一北海道第十三区の項を削る。

別表第一秋田県第一区の項中「男鹿市」を削り、同表秋田県第二区の項中「大館市」を「大館市」に、「山本郡」を「南秋田郡」に改める。

別表第一山形県第一区の項中「上山市」を「上山市」に改め、同表山形県第二区の項及び第三区の項を次のように改める。

第二区

米沢市

寒河江市

村山市

長井市

東根市

尾花沢市

南陽市

西村山郡

北村山郡

東置賜郡

西置賜郡

第三区

鶴岡市

酒田市

新庄市

最上郡

東田川郡

西田川郡

鮎川郡

別表第一山形県第四区の項を削る。

別表第一茨城県第二区の項中「東茨城郡」を「鹿嶋市」に改め、同表茨城県第三区の項中「東茨城郡」を「牛久市」に改め、同表茨城県第四区の項中「那珂湊市」を削り、「勝田市」を「ひたちなか市」に改める。

第一区

岩槻市

さいたま市

本庁管内

浦和仲町一丁目、浦和仲町二丁目、浦和仲町三丁目、浦和仲町四丁目、大字島、大字砂、大字三崎、大原一丁目、大原二丁目、大原三丁目、大原四丁目、大原五丁目、大原六丁目、大原七丁目、上木崎一丁目、上木崎二丁目、上木崎三丁目、上木崎四丁目、上木崎五丁目、上木崎六丁目、上木崎七丁目、上木崎八丁目、木崎一丁目、木崎二丁目、木崎三丁目、木崎四丁目、木崎五丁目、岸町一丁目、岸町二丁目、岸町三丁目、岸町四丁目、岸町五丁目、岸町六丁目、岸町七丁目、北浦和一丁目、北浦和二丁目、北浦和三丁目、北浦和四丁目、北浦和五丁目、皇山町、駒場一丁目、駒場二丁目、瀬ヶ崎一丁目、瀬ヶ崎二丁目、瀬ヶ崎三丁目、瀬ヶ崎四丁目、瀬ヶ崎五丁目、太田窪一丁目、太田窪三丁目、大東一丁目、大東二丁目、大東三丁目、高砂一丁目、高砂二丁目、高砂三丁目、高砂四丁目、常盤一丁目、常盤二丁目、常盤三丁目、常盤四丁目、常盤五丁目、常盤六丁目、常盤七丁目、常盤八丁目、常盤九丁目、常盤十丁目、原山一丁目、原山二丁目、原山三丁目、原山四丁目、針ヶ谷一丁目、針ヶ谷二丁目、針ヶ谷三丁目、針ヶ谷四丁目、東岸町、東高砂町、東仲町、前地一丁目、前地二丁目、前地三丁目、元町一丁目、元町二丁目、元町三丁目、本太一丁目、本太二丁目、本太三丁目、本太四丁目、本太五丁目、領家一丁目、領家二丁目、領家三丁目、領家四丁目、領家五丁目、領家六丁目、領家七丁目

砂二丁目、高砂三丁目、高砂四丁目、常盤一丁目、常盤二丁目、常盤三丁目、常盤四丁目、常盤五丁目、常盤六丁目、常盤七丁目、常盤八丁目、常盤九丁目、常盤十丁目、原山一丁目、原山二丁目、原山三丁目、原山四丁目、針ヶ谷一丁目、針ヶ谷二丁目、針ヶ谷三丁目、針ヶ谷四丁目、東岸町、東高砂町、東仲町、前地一丁目、前地二丁目、前地三丁目、元町一丁目、元町二丁目、元町三丁目、本太一丁目、本太二丁目、本太三丁目、本太四丁目、本太五丁目、領家一丁目、領家二丁目、領家三丁目、領家四丁目、領家五丁目、領家六丁目、領家七丁目

さいたま市三室支所管内
さいたま市尾間木支所管内(大字大谷口に属する区域を除く。)

さいたま市美園支所管内
さいたま市片柳支所管内
さいたま市七里支所管内
さいたま市春岡支所管内
さいたま市東大宮出張所管内

砂町二丁目、東大宮一丁目、東大宮二丁目、東大宮三丁目、東大宮四丁目、東大宮五丁目、東大宮六丁目、東大宮七丁目

別表第一埼玉第四区の項中「戸田」市を削り、同表埼玉第五区の項を次のように改める。

第五区

さいたま市

本庁管内

東町一丁目、東町二丁目、天沼町一丁目、天沼町二丁目、植竹町一丁目、植竹町二丁目

目、上峰一丁目、上峰二丁目、上峰三丁目、上峰四丁目、円阿弥一丁目、円阿弥二丁目、円阿弥三丁目、円阿弥四丁目、円阿弥五丁目、円阿弥六丁目、円阿弥七丁目、大字上野本郷、大字大成、大字大宮、大字上内野、大字上落合、大字上小村田、大字加茂宮、大字榎引、大字今羽、大字下内野、大字下落合、大字下加、大字高鼻、大字土手宿、大字土呂、大字並木、大字奈良瀬戸、大字西内野、大字西本郷、大字西谷、大宮仲町一丁目、大宮仲町二丁目、大宮仲町三丁目、上落合一丁目、上落合二丁目、上落合三丁目、上落合四丁目、上落合五丁目、上落合六丁目、上落合七丁目、上落合八丁目、上落合九丁目、吉敷町一丁目、吉敷町二丁目、吉敷町三丁目、吉敷町四丁目、北袋町一丁目、北袋町二丁目、今羽町、桜丘一丁目、桜丘二丁目、下落合一丁目、下落合二丁目、下落合三丁目、下落合四丁目、下落合五丁目、下落合六丁目、下落合七丁目、下町一丁目、下町二丁目、下町三丁目、寿能町一丁目、寿能町二丁目、新中里三丁目、新中里四丁目、新中里五丁目、鈴谷一丁目、鈴谷二丁目、鈴谷三丁目、鈴谷四丁目、鈴谷五丁目、鈴谷六丁目、鈴谷七丁目、鈴谷八丁目、鈴谷九丁目、浅間町一丁目、浅間町二丁目、浅間町三丁目、浅間町四丁目、大門町一丁目、大門町二丁目、大門町三丁目、高鼻町一丁目、高鼻町二丁目、高鼻町三丁目、高鼻町四丁目、土手町一丁目、土手町二丁目、土手町三丁目、土呂町一丁目、土呂町二丁目、土呂町三丁目、八王子一丁目、八王子二丁目、八王子三丁目、八王子四丁目、八王子五丁目

東大成町二丁目、東大成町三丁目、堀の内町一丁目、堀の内町二丁目、堀の内町三丁目、本郷町、盆裁町、本町西一丁目、本町西二丁目、本町西三丁目、本町西四丁目、本町西五丁目、本町西六丁目、本町東一丁目、本町東二丁目、本町東三丁目、本町東四丁目、本町東五丁目、本町東六丁目、本町東七丁目、宮町一丁目、宮町二丁目、宮町三丁目、宮町四丁目、宮町五丁目

さいたま市指扇支所管内
さいたま市馬宮支所管内
さいたま市植水支所管内
さいたま市日進出張所管内
さいたま市宮原出張所管内

さいたま市東大宮出張所管内
砂町一丁目、見沼一丁目、見沼二丁目、見沼三丁目

さいたま市大宮出張所管内
さいたま市三橋出張所管内
さいたま市大戸出張所管内

別表第一埼玉第十二区の項中「大里村」を「大里町」に改め、同表埼玉第十三区の項中「岩槻市」を削り、同表埼玉第十四区の項中「幸手市」を「吉川市」に改め、同表埼玉第十四区の項の次に次のように加える。

第十五区

蕨市

戸田市

さいたま市

第一区及び第五区に属しない区域
別表第一千葉第三区の項中「若葉区」を削り、同表千葉第五区の項を次のように改める。

第五区

市川市

本庁管内

市川一丁目、市川二丁目、市川三丁目、市川南一丁目、市川南二丁目、市川南三丁目、市川南四丁目、市川南五丁目、大洲一丁目、大洲二丁目、大洲三丁目、大洲四丁目、大和田一丁目、大和田二丁目、大和田三丁目、大和田四丁目、大和田五丁目、鬼越一丁目、鬼越二丁目、鬼高一丁目、鬼高二丁目、鬼高三丁目、鬼高四丁目、上妙典、北方一丁目、北方二丁目、北方三丁目、高谷一丁目、高谷二丁目、高谷三丁目、高谷新町、新田一丁目、新田二丁目、新田三丁目、新田四丁目、新田五丁目、菅野一丁目、菅野二丁目、菅野三丁目、菅野四丁目、菅野五丁目、菅野六丁目、高石神、田尻一丁目、田尻二丁目、田尻三丁目、田尻四丁目、田尻五丁目、稲荷木一丁目、稲荷木二丁目、稲荷木三丁目、中山一丁目、中山二丁目、中山三丁目、中山四丁目、原木一丁目、原木二丁目、原木三丁目、原木四丁目、東大和田一丁目、東大和田二丁目、東菅野一丁目、東菅野二丁目、東菅野三丁目、東菅野四丁目、平田一丁目、平田二丁目、平田三丁目、平田四丁目、二俣一丁目、二俣二丁目、二俣三丁目、二俣四丁目、真間一丁目、真間二丁目、真間三丁目、真間四丁目、南八幡一丁目、南八幡二丁目、南八幡三丁目、南八幡四丁目、南八幡五丁目、本北方一丁目、本北方二丁目、本北方三丁目、八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目、八幡四丁目

目、八幡五丁目、八幡六丁目、若宮一丁目、若宮二丁目、若宮三丁目
行徳支所管内
浦安市

別表第一千葉県第六区の項中「鎌ヶ谷市」を削り、同表千葉県第八区の項中「東葛飾郡沼南町」を削り、同表千葉県第九区の項を次のように改める。

第九区

千葉市
若葉区
佐倉市
四街道市
八街市

別表第一千葉県第十二区の項の次に次のように加える。

第十三区

鎌ヶ谷市
印西市
白井市
富里市
東葛飾郡
沼南町
印旛郡

別表第一東京都第十二区の項中、「加賀皿沼町、北鹿浜町」を削り、「樫一丁目」の下に、「舎人公園」を加え、同表東京都第十八区の項中「三鷹市」を「府中市」に改め、同表東京都第十九区の項中「田無市」を「西東京市」に改め、同表東京都第二十二区の項中「府中市」を「三鷹市」に改め、同表東京都第二十五区の項中「秋川市」を「羽村市」に改める。

別表第一神奈川県第七区の項中「緑区」を削り、同表神奈川県第八区の項を次のように改める。

第八区
横浜市
緑区
青葉区

別表第一神奈川県第九区の項中「高津区」を削り、同表神奈川県第十四区の項を次のように改める。

第十四区

相模原市
本庁管内
橋本出張所管内
大野北出張所管内
大野中出張所管内
大野南出張所管内
大沢出張所管内
田名出張所管内
上溝出張所管内
東林出張所管内

別表第一神奈川県第十六区の項中「厚木市」を「相模原市第十四区」に属しない区域に改め、同表神奈川県第十七区の項の次に次のように加える。

第十八区

川崎市
高津区
宮前区

別表第一新潟県第四区の項中「横越村」を「横越町」に改める。
別表第一静岡県第四区の項、第五区の項、第六

区の項、第七区の項及び第八区の項を次のように改める。

第四区

清水市
富士宮市
富士郡
庵原郡

第五区

三島市
富士市
御殿場市
裾野市
田方郡
伊豆長岡町
函南町
駿東郡
小山町

第六区

沼津市
熱海市
伊東市
下田市
賀茂郡
田方郡
修善寺町
戸田村
土肥町
韭山町
大仁町
天城湯ヶ島町
中伊豆町

<p>駿東郡 清水町 長泉町</p> <p>第七区 浜松市</p> <p>伊左地町、入野町、大久保町、大原町、大人見町、大平台一丁目、大平台二丁目、大平台三丁目、大平台四丁目、大山町、神ヶ谷町、神原町、錦山寺町、協和町、呉松町、湖東町、古人見町、桜台一丁目、桜台二丁目、桜台三丁目、桜台四丁目、桜台五丁目、桜台六丁目、佐浜町、志都呂町、篠原町、庄内町、庄和町、白洲町、新都田一丁目、新都田二丁目、新都田三丁目、新都田四丁目、新都田五丁目、増楽町、高塚町、滝沢町、坪井町、豊岡町、西丘町、西鴨江町、西山町、根洗町、初生町、花川町、東三方町、東若林町、平松町、深萩町、馬郡町、三方原町、都田町、三幸町、村櫛町、若林町、和光町、鷺沢町、和地町</p>	<p>別表第一静岡県第九区の項を削る。 別表第一愛知県第四区の項中「瑞穂区」を「熱田区」に改め、同表愛知県第五区の項及び第六区の項を次のように改める。</p> <p>第五区 名古屋市中村区 中川区 西春日井郡 第六区 春日井市 犬山市 小牧市</p> <p>別表第一愛知県第七区の項中「豊明市」を「豊進市」に改め、同表愛知県第十区の項中「犬山市」を削る。</p> <p>別表第一滋賀県第二区の項中「近江八幡市」「八日市市」「蒲生郡」「神崎郡」を削り、同表滋賀県第三区の項の次に次のように加える。</p> <p>第四区 近江八幡市 八日市市 甲賀郡 蒲生郡 神崎郡</p> <p>別表第一京都府第六区の項中「八幡市」を「八幡市」に改める。</p>	<p>別表第一大阪府第十六区の項を次のように改める。</p> <p>第十六区 堺市 堺支所管内 東支所管内 北支所管内</p> <p>別表第一兵庫県第五区の項中「三田市」を「三田市」に改め、「多紀郡」を削る。</p> <p>別表第一島根県第一区の項及び第二区の項を次のように改める。</p> <p>第一区 松江市 安来市 平田市 八束郡 能義郡 仁多郡 大原郡 隠岐郡</p> <p>第二区 浜田市 出雲市 益田市 大田市 江津市 飯石郡 簸川郡 邇摩郡 那智郡 那賀郡</p>	<p>美濃郡 鹿足郡</p> <p>別表第一島根県第三区の項を削る。 別表第一岡山県第一区の項中「青江」を「青江一丁目、青江二丁目、青江三丁目、青江四丁目、青江五丁目、青江六丁目」に、「奥田、奥田一丁目」を「奥田一丁目」に、「三野、三野一丁目」を「三野一丁目」に改める。</p> <p>別表第一徳島県第一区の項中「板野郡」を削り、同表徳島県第二区の項及び第三区の項を次のように改める。</p> <p>第二区 鳴門市 板野郡 阿波郡 美馬郡 脇町 美馬町 三好郡</p> <p>第三区 小松島市 阿南市 勝浦郡 名西郡 那賀郡 海部郡 麻植郡 美馬郡 半田町 貞光町 一字村 穴吹町</p>
--	--	---	--

平成十四年七月十八日 衆議院会議録第四十八号 公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

官報(号外)

木屋平村
別表第一香川県第二区の項中「坂出市」を「坂出市」に改める。

別表第一高知県第一区の項を次のように改める。
第一区

高知市

上町一丁目、上町二丁目、上町三丁目、上町四丁目、上町五丁目、本丁筋、水通町、通町、唐人町、与力町、鷹匠町一丁目、鷹匠町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、升形、帯屋町一丁目、帯屋町二丁目、追手筋一丁目、追手筋二丁目、廿代町、永国寺町、丸ノ内一丁目、丸ノ内二丁目、中の島、九反田、菜園場町、農人町、城見町、堺町、南はりまや町一丁目、南はりまや町二丁目、弘化台、桜井町一丁目、桜井町二丁目、はりまや町一丁目、はりまや町二丁目、はりまや町三丁目、宝永町、弥生町、丸池町、小倉町、東雲町、日の出町、知寄町一丁目、知寄町二丁目、知寄町三丁目、青柳町、稲荷町、若松町、高塚、杉井流、北金田、南金田、札場、南御座、北御座、南川添、北川添、北久保、南久保、海老ノ丸、中宝永町、南宝永町、二葉町、入明町、洞ヶ島町、寿町、中水道、幸町、伊勢崎町、相模町、吉田町、愛宕町一丁目、愛宕町二丁目、愛宕町三丁目、愛宕町四丁目、大川筋一丁目、大川筋二丁目、駅前町、相生町、江陽町、北本町一丁目、北本町二丁目、北本町三丁目、北本町四丁目、栄田町、新本町一丁目、新本町二丁目、昭和町、和泉町、塩田町、比島町一丁目、比島町二丁目、比島町三

丁目、比島町四丁目、井口町、平和町、三ノ丸、宮前町、西町、大膳町、山ノ端町、桜馬場、城北町、北八反町、宝町、小津町、越前町一丁目、越前町二丁目、新屋敷一丁目、新屋敷二丁目、八反町一丁目、八反町二丁目、東城山町、城山町、東石立町、石立町、玉水町、繩手町、鏡川町、下島町、旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、赤石町、中須賀町、旭駅前町、元町、南元町、旭上町、水源町、本宮町、上本宮町、大谷、岩ヶ淵、鳥越、塚ノ原、西塚ノ原、長尾山町、旭天神町、佐々木町、北端町、山手町、横内、口細山、尾立、蓮台、福井町、福井扇町、福井東町、土居町、役知町、潮新町一丁目、潮新町二丁目、仲田町、北新田町、新田町、南新田町、梅ノ辻、棧橋通一丁目、棧橋通二丁目、棧橋通三丁目、棧橋通四丁目、棧橋通五丁目、棧橋通六丁目、天神町、筆山町、塩屋崎町一丁目、塩屋崎町二丁目、百石町一丁目、百石町二丁目、百石町三丁目、百石町四丁目、南ノ丸町、南竹島町、竹島町、北竹島町、北高見町、高見町、六泉寺町、孕東町、孕西町、深谷町、南中山、北中山、幸崎、小石木町、大原町、河ノ瀬町、南河ノ瀬町、萩町一丁目、萩町二丁目、高須、葛島一丁目、葛島二丁目、葛島三丁目、葛島四丁目、高須新町一丁目、高須新町二丁目、高須新町三丁目、高須新町四丁目、布師田、一宮、薊野、重倉、久礼野、愛宕山、前里、東秦泉寺、中秦泉寺、三園町、西秦泉寺、北秦泉寺、宇津野、三谷、七ツ淵、加賀野井一丁目、加賀野井二丁目、愛宕山南町、秦南町一丁目、秦南町二丁目、東久万、中久万、西久万、南久万、万々、中万々、南万々、柴巻、円行寺、一ツ橋町一丁目、一ツ橋町二丁目、みづき一

丁目、みづき二丁目、みづき三丁目、みづき山、朝倉甲、朝倉乙、朝倉丙、朝倉丁、朝倉戊、朝倉己、宗安寺、行川、針原、上里、領家、唐岩、曙町一丁目、曙町二丁目、朝倉本町一丁目、朝倉本町二丁目、若草町、若草南町、鶴来巢、横山町、針木東町、大谷公園町、朝倉南町、朝倉横町、朝倉東町、朝倉西町一丁目、朝倉西町二丁目、針木北一丁目、針木北二丁目、針木本町、針木南、針木西、鴨部、神田、鴨部高町、鴨部上町、鴨部一丁目、鴨部二丁目、鴨部三丁目、大津甲、大津乙
別表第一高知県第二区の項中「伊野町」及び「吾北村」を削り、同表高知県第三区の項中「吾川郡」を「吾川郡」に、「吾川村」を「吾川村」に改める。
別表第一福岡県第四区の項中「宗像市」を「宗像市」に改める。
別表第一佐賀県第一区の項中「神埼郡」を「神埼郡」に改め、同表佐賀県第二区の項中「多々市」を削り、「佐賀郡」を「佐賀郡」に改め、同表佐賀県第三区の項中「唐津市」を削り、「唐津市」に改める。

別表第一熊本県第一区の項中、清水町大字「清水町大字万石」、「清水町大字山室」、「清水町大字大窪」、「龍田町上立田、龍田町陳内」、「御領町」及び、「南部町」を削り、「八景水谷三丁目」の下に、「八景水谷四丁目」を、「八景水谷三丁目」の下に、「御領二丁目、御領三丁目、御領四丁目、御領五丁目、御領六丁目、御領七丁目、御領八丁目」を、「八反田二丁目」の下に、「八反田三丁目」を、「新外一丁目」の下に、「新外二丁目、新外三丁目、新外四丁目」を、「月出二丁目」の下に、「月出三丁目、月出四丁目、月出五丁目、月出六丁目、月出七丁目、月出八丁目」を、「乗越ヶ丘」の下に、「小峯一丁目、小峯二丁目、小峯三丁目、小峯四丁目、山ノ内一丁目、山ノ内二丁目、山ノ内三丁目、山ノ内四丁目、大窪一丁目、大窪二丁目、大窪三丁目、大窪四丁目、大窪五丁目、山室一丁目、山室二丁目、山室三丁目、山室四丁目、山室五丁目、山室六丁目、山室七丁目、山室八丁目、山室九丁目、山室十丁目、長嶺西一丁目、長嶺西二丁目、長嶺西三丁目、長嶺東一丁目、長嶺東二丁目、長嶺東三丁目、長嶺東四丁目、長嶺東五丁目、長嶺東六丁目、長嶺東七丁目、長嶺東八丁目、長嶺南一丁目、長嶺南二丁目、長嶺南三丁目、長嶺南四丁目、長嶺南五丁目、長嶺南六丁目、長嶺南七丁目、長嶺南八丁目、飛田一丁目、飛田二丁目、飛田三丁目、飛田四丁目、龍田陳内一丁目、龍田陳内二丁目、龍田陳内三丁目、龍田陳内四丁目、龍田一丁目、龍田二丁目、龍田三丁目、龍田四丁目、龍田五丁目、龍田六丁目、龍田七丁目、龍田八丁目、龍田九丁目、龍田十丁目、龍田十一丁目、龍田十二丁目、龍田十三丁目、龍田十四丁目、龍田十五丁目、龍田十六丁目、龍田十七丁目、龍田十八丁目、龍田十九丁目、龍田二十丁目、龍田二十一丁目、龍田二十二丁目、龍田二十三丁目、龍田二十四丁目、龍田二十五丁目、龍田二十六丁目、龍田二十七丁目、龍田二十八丁目、龍田二十九丁目、龍田三十丁目、龍田三十一丁目、龍田三十二丁目、龍田三十三丁目、龍田三十四丁目、龍田三十五丁目、龍田三十六丁目、龍田三十七丁目、龍田三十八丁目、龍田三十九丁目、龍田四十丁目、龍田四十一丁目、龍田四十二丁目、龍田四十三丁目、龍田四十四丁目、龍田四十五丁目、龍田四十六丁目、龍田四十七丁目、龍田四十八丁目、龍田四十九丁目、龍田五十丁目、龍田五十一丁目、龍田五十二丁目、龍田五十三丁目、龍田五十四丁目、龍田五十五丁目、龍田五十六丁目、龍田五十七丁目、龍田五十八丁目、龍田五十九丁目、龍田六十丁目、龍田六十一丁目、龍田六十二丁目、龍田六十三丁目、龍田六十四丁目、龍田六十五丁目、龍田六十六丁目、龍田六十七丁目、龍田六十八丁目、龍田六十九丁目、龍田七十丁目、龍田七十一丁目、龍田七十二丁目、龍田七十三丁目、龍田七十四丁目、龍田七十五丁目、龍田七十六丁目、龍田七十七丁目、龍田七十八丁目、龍田七十九丁目、龍田八十丁目、龍田八十一丁目、龍田八十二丁目、龍田八十三丁目、龍田八十四丁目、龍田八十五丁目、龍田八十六丁目、龍田八十七丁目、龍田八十八丁目、龍田八十九丁目、龍田九十丁目、龍田九十一丁目、龍田九十二丁目、龍田九十三丁目、龍田九十四丁目、龍田九十五丁目、龍田九十六丁目、龍田九十七丁目、龍田九十八丁目、龍田九十九丁目、龍田一百丁目、龍田一百一丁目、龍田一百二丁目、龍田一百三丁目、龍田一百四丁目、龍田一百五丁目、龍田一百六丁目、龍田一百七丁目、龍田一百八丁目、龍田一百九丁目、龍田二百丁目、龍田二百一丁目、龍田二百二丁目、龍田二百三丁目、龍田二百四丁目、龍田二百五丁目、龍田二百六丁目、龍田二百七丁目、龍田二百八丁目、龍田二百九丁目、龍田三百丁目、龍田三百一丁目、龍田三百二丁目、龍田三百三丁目、龍田三百四丁目、龍田三百五丁目、龍田三百六丁目、龍田三百七丁目、龍田三百八丁目、龍田三百九丁目、龍田四百丁目、龍田四百一丁目、龍田四百二丁目、龍田四百三丁目、龍田四百四丁目、龍田四百五丁目、龍田四百六丁目、龍田四百七丁目、龍田四百八丁目、龍田四百九丁目、龍田五百丁目、龍田五百一丁目、龍田五百二丁目、龍田五百三丁目、龍田五百四丁目、龍田五百五丁目、龍田五百六丁目、龍田五百七丁目、龍田五百八丁目、龍田五百九丁目、龍田六百丁目、龍田六百一丁目、龍田六百二丁目、龍田六百三丁目、龍田六百四丁目、龍田六百五丁目、龍田六百六丁目、龍田六百七丁目、龍田六百八丁目、龍田六百九丁目、龍田七百丁目、龍田七百一丁目、龍田七百二丁目、龍田七百三丁目、龍田七百四丁目、龍田七百五丁目、龍田七百六丁目、龍田七百七丁目、龍田七百八丁目、龍田七百九丁目、龍田八百丁目、龍田八百一丁目、龍田八百二丁目、龍田八百三丁目、龍田八百四丁目、龍田八百五丁目、龍田八百六丁目、龍田八百七丁目、龍田八百八丁目、龍田八百九丁目、龍田九百丁目、龍田九百一丁目、龍田九百二丁目、龍田九百三丁目、龍田九百四丁目、龍田九百五丁目、龍田九百六丁目、龍田九百七丁目、龍田九百八丁目、龍田九百九丁目、龍田一千丁目、龍田一千一丁目、龍田一千二丁目、龍田一千三丁目、龍田一千四丁目、龍田一千五丁目、龍田一千六丁目、龍田一千七丁目、龍田一千八丁目、龍田一千九丁目、龍田二千丁目、龍田二千一丁目、龍田二千二丁目、龍田二千三丁目、龍田二千四丁目、龍田二千五丁目、龍田二千六丁目、龍田二千七丁目、龍田二千八丁目、龍田二千九丁目、龍田三千丁目、龍田三千一丁目、龍田三千二丁目、龍田三千三丁目、龍田三千四丁目、龍田三千五丁目、龍田三千六丁目、龍田三千七丁目、龍田三千八丁目、龍田三千九丁目、龍田四千丁目、龍田四千一丁目、龍田四千二丁目、龍田四千三丁目、龍田四千四丁目、龍田四千五丁目、龍田四千六丁目、龍田四千七丁目、龍田四千八丁目、龍田四千九丁目、龍田五千丁目、龍田五千一丁目、龍田五千二丁目、龍田五千三丁目、龍田五千四丁目、龍田五千五丁目、龍田五千六丁目、龍田五千七丁目、龍田五千八丁目、龍田五千九丁目、龍田六千丁目、龍田六千一丁目、龍田六千二丁目、龍田六千三丁目、龍田六千四丁目、龍田六千五丁目、龍田六千六丁目、龍田六千七丁目、龍田六千八丁目、龍田六千九丁目、龍田七千丁目、龍田七千一丁目、龍田七千二丁目、龍田七千三丁目、龍田七千四丁目、龍田七千五丁目、龍田七千六丁目、龍田七千七丁目、龍田七千八丁目、龍田七千九丁目、龍田八千丁目、龍田八千一丁目、龍田八千二丁目、龍田八千三丁目、龍田八千四丁目、龍田八千五丁目、龍田八千六丁目、龍田八千七丁目、龍田八千八丁目、龍田八千九丁目、龍田九千丁目、龍田九千一丁目、龍田九千二丁目、龍田九千三丁目、龍田九千四丁目、龍田九千五丁目、龍田九千六丁目、龍田九千七丁目、龍田九千八丁目、龍田九千九丁目、龍田一千丁

目、上南部二丁目、上南部三丁目、上南部四丁目、龍田弓削一丁目、龍田弓削二丁目を加える。

別表第一大分県第一区の項を次のように改める。

第一区

大分市

別表第一大分県第二区の項中「大分市」を「日田市」に、「竹田市」を「竹田郡」に、「直入郡」を「直入郡」に、「珠入郡」を「珠入郡」に、「日田郡」を「日田郡」に改め、同表大分県第三区の項を次のように改める。

第三区

別府市

中津市

豊後高田市

杵築市

宇佐市

西国東郡

東国東郡

速見郡

下毛郡

宇佐郡

別表第一大分県第四区の項を削る。

別表第一鹿児島県第一区の項中「吉野出張所管内」を「吉野支所管内」に改める。

別表第一沖繩県第一区の項及び第二区の項を次のように改める。

第一区

那覇市

島尻郡

渡嘉敷村

座間味村

粟国村

渡名喜村

南大東村

北大東村

久米島町

第二区

宜野湾市

浦添市

中頭郡

読谷村

嘉手納町

北谷町

北中城村

中城村

西原町

別表第一沖繩県第三区の項中「読谷村」「嘉手納町」「北谷町」「北中城村」「中城村」を削り、同表沖繩県第三区の項の次に次のように加える。

第四区

平良市

石垣市

糸満市

豊見城市

島尻郡

東風平町

具志頭村

玉城村

知念村

佐敷町

与那原町

大里村

南風原町

宮古郡

八重山郡

別表第二南関東の項中「二十一人」を「二十二人」に改め、同表近畿の項中「三十人」を「二十九人」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法以下「新法」という。の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される総選挙から、衆議院議員の選挙以外の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙及び施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙(衆議院議員の選挙を除く。)については、なお従前の例による。

(別表第一に掲げる行政区画その他の区域の取扱い)

第三条 新法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、平成十三年十一月十九日(同表中四日)に於ける区域に於ては同月二十一日、同表中守谷市及び茨城県北相馬郡の区域に於ては平成十四年二月二日、同表中岩手県岩手郡、同県二戸郡、埼玉県大里郡大里町、富里市、千葉県印旛郡、さぬき市、香川県大川郡、沖繩県島尻郡久米島町及び豊見城市の区域に於ては同年四月一日、以下この条において「基準日」という。現在によつたものであつて、基準日の翌日から施行日の前日までの間において同表に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかつたものとみなす。ただし、基準日の翌日から施行日の前日までの間において同表で定める二以上の選挙区にわたつて市町村(特別区を含む。)の境界変更(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区の区域の変更を含む。以下この条において同じ。)があつたときは、施行日に当該境界変更があつたものとみなして、新法第十三条第三項及び第四項の規定を適用する。

理由

衆議院議員選挙区画定審議会が行つた衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、平成十二年国勢調査の結果に基づいて衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定等を行うものとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区

衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区について、二十道府県において六十八選挙区の改定を行うものとする。

2 衆議院(比例代表選出)議員の各選挙区において選挙すべき議員の数

衆議院(比例代表選出)議員の各選挙区において選挙すべき議員の数について、南関東選挙区を二十二人(現行二十一人)とし、近畿選挙区を二十一人(現行二十一人)とするものとする。

3 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行するものとする。

(二) この法律による改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から、衆議院議員の選挙以外の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとする。

二 議案の可決理由

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定等を

行おうとする本案は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十四年七月十七日

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

赤城 徳彦

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

市町村合併の進展などにより小選挙区の区域が地域の表情にそぐわないような状況になるなど衆議院議員選挙区画定審議会設置法第四条第二項に定める各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情が生じたときには、審議会は、十年ごとに行われる国勢調査の結果を待つことなく、小選挙区の改定の勧告を行うよう考慮すること。
また、審議会在小選挙区の区割りの改定方針及び改定案の調査審議を行うに当たっては、都道府県知事や市町村長から意見を聴くことなどにより、地域の表情を反映した勧告となるよう努めること。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案

右の議案を提出する。

平成十三年十一月二十二日

提出者

田中 慶秋 北橋 健治
武正 公一 阿久津幸彦
鈴木 康友 平岡 秀夫

賛成者

安住 淳外百十九名

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、入札談合等関与行為を排除し、及び防止するため、公正取引委員会による各省各庁の長等に対する入札談合等関与行為を排除するための改善措置の要求、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

2 この法律において「特定法人」とは、国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人をいう。

3 この法律において「各省各庁の長等」とは、各省各庁の長、地方公共団体の長及び特定法人の代表者をいう。

4 この法律において「入札談合等」とは、国、地方公共団体又は特定法人(以下「国等」という。)が入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の

禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為をいう。

5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員(以下「職員」という。)が入札談合等を行わせ、助長し、又は容易にすること及び職員が入札談合等が行われるおそれがあることを知りながら入札談合等を防止するための措置を講じないことをいう。

(各省各庁の長等に対する改善措置の要求等)

第三条 公正取引委員会は、入札談合等関与行為があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為を排除するための改善措置を講ずべきことを求めることができる。

2 公正取引委員会は、入札談合等関与行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するための改善措置を講ずべきことを求めることができる。

3 公正取引委員会は、前二項の規定による求めをする場合には、当該求めの趣旨及び内容を記載した書面を交付しなければならない。

4 各省各庁の長等は、第一項又は第二項の規定による求めを受けたときは、必要な調査を行い、その結果に基づいて、当該入札談合等関与行為を排除するために必要と認められる改善措置又は当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要と認められる改善措置を講じなければならない。

5 各省各庁の長等は、前項の調査の結果及び同項の規定により講じた改善措置の内容を公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければならない。

6 公正取引委員会は、前項の通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、意見を述べることができる。(職員に対する損害賠償の請求等)

第四条 各省各庁の長等は、前条第一項又は第二項の規定による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為による国等の損害の有無について必要な調査を行わなければならない。

2 各省各庁の長等は、前項の調査の結果、国等に損害が生じたと認めるときは、当該入札談合等関与行為を行った職員が賠償責任の有無及び国等に対する賠償額についても必要な調査を行わなければならない。

3 各省各庁の長等は、前項の調査の結果、当該入札談合等関与行為を行った職員が故意又は過失により国等に損害を与えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかにその賠償を求めなければならない。

4 入札談合等関与行為を行った職員が予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)第三条第二項(同法第九条第二項(同法第九条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))において準用する場合を含む。)の規定により弁償の責めに任ずべき場合については、前項の規定は適用せず、同法第四条第三項中「弁償を命ずることができる」とあるのは、「速やかに弁償を命じなければならない」と読み替えて、同項(同法第九

条第二項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

5 入札談合等関与行為を行った職員が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第二項(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十四条において準用する場合を含む。))の規定により賠償の責めに任ずべき場合については、第二項及び第三項の規定は適用せず、地方自治法第二百四十三条の二第三項中「決定することを求め」とあるのは、「決定することを速やかに求め」と読み替えて、同項(地方公営企業法第三十四条において準用する場合を含む。))の規定を適用する。

(損害額についての公正取引委員会の意見)

第五条 入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償に関する訴えが提起されたときは、裁判所は、遅滞なく、公正取引委員会に対し、当該職員の入札談合等関与行為によって生じた損害の額について、意見を求めなければならない。

(職員に係る懲戒事由の調査)

第八条 各省各庁の長等は、第三条第一項又は第二項の規定による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分(特定法人(特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項において同じ。))を除く。))にあつては、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。ただし、当該求めを受けた各省各庁の長、地方公共団体の長又は特定独

立行政法人の長が、当該職員の任命権を有しない場合当該職員の任命権を委任した場合を含む)は、当該職員の任命権を有する者(当該職員の任命権の委任を受けた者を含む。次項において「任命権者」という。)に対し、第三条第一項又は第二項の規定による求めがあった旨を通知すれば足りる。

2 前項ただし書の規定による通知を受けた任命権者は、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。(公正取引委員会による会計検査院への通知)

第七条 公正取引委員会は、入札談合等関与行為があり、又はあったと認めるときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。ただし、当該入札談合等関与行為に係る契約に関する会計経理について会計検査院が検査をすることができない場合は、この限りでない。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

いわゆる官製談合を防止するため、公正取引委員会が各省各庁の長等に対して入札談合等関与行為を排除するための改善措置を要求することができることとともに、各省各庁の長等に対して入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求及び当該職員に係る懲戒事由の調査を義務づけ、更に公正取引委員会と会計検査院との

連携を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(田中慶秋君外五名提出、第五百五十三回国会衆議案第一五号)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、いわゆる官製談合を防止するため、公正取引委員会が各省各庁の長等に対して入札談合等関与行為を排除するための改善措置を要求することができることとともに、各省各庁の長等に対して入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求及び当該職員に係る懲戒事由の調査を義務づけ、更に公正取引委員会と会計検査院との連携を強化する等の措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 「入札談合等関与行為」の定義
この法律において「入札談合等関与行為」とは、国等の職員が入札談合等を行わせ、助長し、又は容易にすること及び職員が入札談合等が行われるおそれがあることを知りながら入札談合等を防止するための措置を講じないことをいう。

2 各省各庁の長等に対する改善措置の要求等
(一) 公正取引委員会は、入札談合等関与行為がある等と認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為を排除等するための改善措置を講ずべきことを求めることができる。
(二) 各省各庁の長等は、(一)による求めを受けたときは、必要な調査を行い、その結果に

基づいて、当該入札談合等関与行為を排除等するために必要と認める改善措置を講ずるとともに、当該調査の結果及び講じた改善措置の内容を公表し、公正取引委員会に通知しなければならない。

(三) 公正取引委員会は、(二)の通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、意見を述べることが出来る。

3 職員に対する損害賠償の請求等及び職員に係る懲戒事由の調査

(一) 各省各庁の長等は、2の(一)による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為による国等の損害の有無及び当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分をすることが出来るか否かについて必要な調査を行わなければならない。

(二) 各省各庁の長等は、(一)の調査の結果、国等に損害が生じたと認めるときは、当該入札談合等関与行為を行った職員の賠償責任の有無及び国等に対する賠償額についても必要な調査を行わなければならない。

(三) 各省各庁の長等は、(二)の調査の結果、当該入札談合等関与行為を行った職員が故意又は過失により国等に損害を与えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかにその賠償を求めなければならない。

4 損害額についての公正取引委員会の意見
入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償に関する訴えが提起されたときは、裁判所は、遅滞なく、公正取引委員会に対し、当該職員の入札談合等関与行為によって

生じた損害の額について、意見を求めなければならない。

5 公正取引委員会による会計検査院への通知
公正取引委員会は、入札談合等関与行為がある等と認めるときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。

6 施行期日
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の否決理由
本案は、いわゆる官製談合を防止するため、排除及び防止すべき入札談合等関与行為の範囲に職員の不作為を含める等の所要の措置を講じようとするものであるが、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
平成十四年七月十七日
経済産業委員長 谷畑 孝
衆議院議長 綿貫 民輔殿

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案

右の議案を提出する。

平成十四年六月十一日

提出者

- | | |
|-------|-------|
| 山中 貞則 | 林 義郎 |
| 甘利 明 | 逢沢 一郎 |
| 伊藤 達也 | 遠藤 和良 |
| 漆原 良夫 | 江田 康幸 |
| 井上 喜一 | |

賛成者

荒井 広幸外三十一名

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、入札談合等関与行為を排除し、及び防止するため、公正取引委員会による各省各庁の長等に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の要求、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査、関係行政機関の連携協力等について定めるものとする。
(定義)
第二条 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。
2 この法律において「特定法人」とは、国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人をいう。

3 この法律において「各省各庁の長等」とは、各省各庁の長、地方公共団体の長及び特定法人の代表者をいう。
4 この法律において「入札談合等」とは、国、地方公共団体又は特定法人(以下「国等」という。)が入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に

当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為をいう。
5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員(以下「職員」という。)が入札談合等に関与する行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
一 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。
二 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。
三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

(各省各庁の長等に対する改善措置の要求等)
第三条 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為を排除するために必要な入札及び契約に関する事務に係る改善措置(以下単に「改善措置」という。)を講ずべきことを求めることができる。
2 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があったと認めるときは、当該入

<p>札談合等関与行為が既になくなっていない場合には、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を講ずべきことを求めることができる。</p> <p>3 公正取引委員会は、前二項の規定による求めをする場合には、当該求めの内容及び理由を記載した書面を交付しなければならない。</p> <p>4 各省各庁の長等は、第一項又は第二項の規定による求めを受けたときは、必要な調査を行い、当該入札談合等関与行為があり、又は当該入札談合等関与行為があったことが明らかとなったときは、当該調査の結果に基づいて、当該入札談合等関与行為を排除し、又は当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要と認める改善措置を講じなければならない。</p> <p>5 各省各庁の長等は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>6 各省各庁の長等は、第四項の調査の結果及び同項の規定により講じた改善措置の内容を公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければならない。</p> <p>7 公正取引委員会は、前項の通知を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、意見を述べることができる。</p> <p>(職員に対する損害賠償の請求等)</p> <p>第四条 各省各庁の長等は、前条第一項又は第二項の規定による求めがあったときは、当該入札</p>	<p>談合等関与行為による国等の損害の有無について必要な調査を行わなければならない。</p> <p>2 各省各庁の長等は、前項の調査の結果、国等に損害が生じたと認めるときは、当該入札談合等関与行為を行った職員の賠償責任の有無及び国等に対する賠償額についても必要な調査を行わなければならない。</p> <p>3 各省各庁の長等は、前二項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>4 各省各庁の長等は、第二項の調査の結果、当該入札談合等関与行為を行った職員が故意又は重大な過失により国等に損害を与えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかにその賠償を求めなければならない。</p> <p>5 入札談合等関与行為を行った職員が予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)第三条第二項(同法第九条第二項)において準用する場合を含む。の規定により弁償の責めに任ずべき場合については、各省各庁の長又は公庫等の長(同条第一項に規定する公庫等の長をいう。)は、第二項、第三項(第二項の調査に係る部分に限る。)及び前項の規定にかかわらず、速やかに、同法に定めるところにより、必要な措置をとらなければならない。この場合においては、同法第四条第四項同法第九条第二項において準用する場合を含む。中「遅滞なく」とあるのは、「速やかに、当該予算執行職員の入札談合等関与行為(入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成十四年法律第一号)第二条第五項に規定する入札談</p>	<p>合等関与行為をいう。)に係る同法第四条第一項の調査の結果を添えて」とする。</p> <p>6 入札談合等関与行為を行った職員が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十四条において準用する場合を含む。の規定により賠償の責めに任ずべき場合)については、第二項、第三項(第二項の調査に係る部分に限る。)及び第四項の規定は適用せず、地方自治法第二百四十三条の二第三項中「決定することを求め」とあるのは、「決定することを速やかに求め」と読み替えて、同条(地方公営企業法第三十四条において準用する場合を含む。の規定を適用する。)</p> <p>第五条 各省各庁の長等は、第三条第一項又は第二項の規定による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分(特定法人(特定独立行政法人独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第二項)に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項において同じ。)を除く。)にあつては、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁をすることができると否かについて必要な調査を行わなければならない。ただし、当該求めを受けた各省各庁の長、地方公共団体の長又は特定独立行政法人の長が、当該職員の任命権を有しない場合(当該職員の任命権を委任した場合を含む。以下「当該職員の任命権を有する者(当該職員の任命権の委任を受けた者を含む。以下「任命権者」という。))に対し、第三条第一項又は第二項の規定による求めがあった旨を通知すれば</p>	<p>足りる。</p> <p>2 前項ただし書の規定による通知を受けた任命権者は、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分をすることができると否かについて必要な調査を行わなければならない。</p> <p>3 各省各庁の長等又は任命権者は、第一項本文又は前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(指定職員による調査)</p> <p>第六条 各省各庁の長等又は任命権者は、その指定する職員(以下この条において「指定職員」という。)に、第三条第四項、第四条第一項若しくは第二項又は前条第一項本文若しくは第二項の規定による調査(以下この条において「調査」という。)を実施させなければならない。この場合において、各省各庁の長等又は任命権者は、当該調査を適正に実施するに足りる能力、経験等を有する職員を指定する等当該調査の実効を確保するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定職員は、調査に当たっては、公正かつ中立に実施しなければならない。</p> <p>3 指定職員が調査を実施する場合には、当該各省各庁(財政法第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。)、地方公共団体又は特定法人の職員は、当該調査に協力しなければならない。</p> <p>(関係行政機関の連携協力)</p> <p>第七条 国の関係行政機関は、入札談合等関与行為の防止に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。</p>
--	---	--	---

平成十四年七月十八日 衆議院会議録第四十八号

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(山中貞則君外八名提出)及び同報告書

(運用上の配慮)

第八条 この法律の運用に当たっては、入札及び契約に関する事務を適正に実施するための地方公共団体等の自主的な努力に十分配慮しなければならない。

(事務の委任)

第九条 各省各庁の長は、この法律に規定する事務を、当該各省各庁の外局(法律で國務大臣をもってその長に充てることがされているものに限る。)の長に委任することができる。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

入札談合等関与行為を排除し、及び防止するため、公正取引委員会による各省各庁の長等に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の要求、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査、関係行政機関の連携協力等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(山中貞則君外八名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、入札談合等関与行為を排除し、及び防止するため、公正取引委員会による各省各庁の長等に対する入札談合等関与行為を排除する

ために必要な改善措置の要求、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 「入札談合等関与行為」の定義

この法律において「入札談合等関与行為」とは、国等の職員が入札談合等に関与する行為であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

(一) 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。

(二) 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。

(三) 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であつて秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

2 各省各庁の長等に対する改善措置の要求等

(一) 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為がある等と認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為を排除等するために必要な入札及び契約に関する事務に係る改善措置を講ずべきことを求めることができる。

(二) 各省各庁の長等は、(一)による求めを受けるときは、必要な調査を行い、当該入札談合等関与行為があること等が明らかとなつたときは、当該調査の結果に基づいて、当該入札談合等関与行為を排除等するために必要と認められる改善措置を講ずるとともに、当該調査の結果及び講じた改善措置の内容を公表し、公正取引委員会に通知しなければならない。

(三) 公正取引委員会は、(二)の通知を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、意見を述べることが出来る。

3 職員に対する損害賠償の請求等及び職員に係る懲戒事由の調査

(一) 各省各庁の長等は、2の(一)による求めがあつたときは、当該入札談合等関与行為による国等の損害の有無及び当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。

(二) 各省各庁の長等は、(一)の調査の結果、国等に損害が生じたと認めるときは、当該入札談合等関与行為を行った職員の賠償責任の有無及び国等に対する賠償額についても必要な調査を行わなければならない。

(三) 各省各庁の長等は、(二)の調査の結果、当該入札談合等関与行為を行った職員が故意又は重大な過失により国等に損害を与えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかにその賠償を求めなければならない。

4 指定職員による調査

各省各庁の長等は、その指定する職員に、この法律による調査を実施させなければならない。

5 運用上の配慮
この法律の運用に当たっては、入札及び契約に関する事務を適正に実施するための地方公共団体等の自主的な努力に十分配慮しなければならない。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、公正取引委員会による各省各庁の長等に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の要求等について定めようとするものであり、入札談合等関与行為を排除し、及び防止するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。
平成十四年七月十七日

経済産業委員長 谷畑 孝

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案に対する附帯決議

近年、国や地方公共団体等が行う公共事業の発注や物品等の調達に際し、いわゆる「官製談合」と称される不適正な事件の摘発が相次いでいる。

このような官製談合は、官公需分野における公

正かつ自由な競争を官公庁自らが阻害するのみならず、国や地方公共団体等における予算の適正かつ効率的な執行を企め、ひいては政治及び行政への国民の信頼をも損ねるものであり、入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止を図ることは喫緊の課題である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 公正取引委員会は、調査の結果、入札談合等関与行為があると認める場合において、必要に応じて会計検査院にこれを通知するなど相互に十分に連携協力をし、もって入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止に十全を期すること。

二 排除及び防止すべき入札談合等関与行為については、本法の運用状況を十分に注視しつつ、本法第二条第五項に規定される三行為類型以外にも、入札談合等に対する職員の対応について、そのあり方を含め引き続き必要な検討を行うこと。

三 入札及び契約の一層の適正化や外部監査の積極的な活用など、地方公共団体等における入札談合等関与行為の排除及び防止並びに予算の適正かつ効率的な執行に向けた自主的な取組みを促進すること。

四 公共事業等の発注事務等に携わる国及び地方公共団体等の職員に対する損害賠償の請求については、国民の税金を運用・執行するという職責の重大性、談合に伴う職員の利益の有無等を踏まえ、そのあり方について必要な検討を行うこと。

アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めめるの件
右
国会に提出する。

平成十四年二月二十八日
内閣総理大臣 小泉純一郎

アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めめるの件
アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めめる。

理由

これらの追加議定書は、アジア太平洋郵便連合の組織及び運営の合理化のため、アジア太平洋郵便連合憲章及びアジア太平洋郵便連合一般規則の改正について規定するものである。我が国がこれらの追加議定書を締結することは、引き続きアジア太平洋郵便連合の加盟国としてアジア太平洋地域における国際郵便業務を円滑に行う上で必要であると認められる。よって、これらの追加議定書を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書
定書

テヘランにおいて大会議として会合したアジア

平成十四年七月十八日 衆議院会議録第四十八号

アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及び同報告書

アジア太平洋郵便連合の加盟国の政府の全権委員は、千九百八十五年十二月四日にバンコックで作成されたアジア太平洋郵便連合憲章第二十条の規定にかんがみ、批准、受諾又は承認を条件として、同意書に対する次の改正を採択した。

第一条

憲章前文を次のように改める。
各自の政府から正当に委任を受けた下名の代表者は、

アジア及び太平洋の地域にある郵政庁が直面する共通の問題の重要性を考慮し、これらの郵政庁の間に最大限度の協力関係を設定しかつ発展させることが必要であると確信し、

万国郵便連合憲章がこれらの郵政庁に与えた権利を行使して、

各自の政府による批准、受諾又は承認を条件としてこの憲章を採択することを合意した。

第二条

憲章の正文(英語)第三条中「SHALL BE」に改める。

第三条

憲章第八条を次のように改める。
第六条 連合への加盟

1 万国郵便連合の加盟国である主権国であつて、その全領域がアジア、オーストラレイシア、メラネシア、ミクロネシア又はポリネシアに所在するものは、アジア太平洋郵便連合の加盟国となることができる。この条の規定の適用上、「アジア」とは、イラン以東のアジアの地域をいう。
2 連合への加盟は、連合の文書への加入の正

式の宣言によつて行ふ。この宣言は、当該宣言を行う国の政府が事務局長に送付するものとし、事務局長は、加盟の請求について加盟国に諮問した後に、当該加盟を加盟国に通告する。

3 連合への加盟は、事務局長が他の加盟国の政府に通告するものとし、その通告の日から効力を生ずる。

4 連合への加盟に必要な資格を有する国は、一般規則第五章のいずれかの規定に従うことができない場合には、留保を付して、連合への加盟を請求することができる。

5 4の規定に基づく加盟の請求の文書は、加盟を請求する国の政府が事務局長に送付するものとし、事務局長は、加盟の請求について加盟国に諮問する。

6 5の規定に従つて加盟の請求を行つた国は、その請求が加盟国の過半数によつて承認された場合には、加盟を認められる。

7 5の諮問に対して通告の日から四箇月以内に回答しない加盟国は、棄権したものとみなされる。

第四条

憲章第七条を次のように改める。

第七条 連合からの脱退

1 加盟国は、自国の政府が事務局長に対して行う連合の文書の廃棄通告により連合から脱退する権利を有するものとし、事務局長は、この通告を他の加盟国の政府に通報する。
2 連合からの脱退は、事務局長が脱退する国から1の廃棄通告を受領した日から一年を経過した時に効力を生ずる。

第五条

憲章第八条を次のように改める。

第八条 連合の機関

連合の機関として、大会議、執行理事会及び事務局を設ける。これらの機関の目的及び権限は、この章及び一般規則の定めるところによる。

第六条

憲章第十条を次のように改める。

第十条 臨時大会議

臨時大会議は、加盟国の少なくとも三分の二の請求又は同意に基づき開催することができる。臨時大会議は、やむを得ない場合を除くほか、執行理事会の会合の際に開催するものとする。

第七条

憲章第十二条を次のように改める。

第十二条 事務局

1 事務局は、加盟国のための連絡、通報、調査及び研修の機関となる。
2 事務局は、管理部門及び研修部門で構成する。
3 事務局の所在国は、大会議又は例外的な場合には執行理事会が決定する。事務局は、原則として、所在国として決定された国に少なくとも五年間置かれる。

第八条

憲章第十三条を削る。

第九条

憲章第十四条を次のように改め、同条を憲章第十三条とする。

第十三条 連合の経費

連合の年次経費は、管理部門の経費と研修部門の経費に区別する。大会議は、事務局長の勧告を基礎として、管理部門の年次経費の最高限度額を定める。管理部門の年次経費は、すべての加盟国が分担する。加盟国の分担単位は、アジア太平洋郵便連合一般規則の定めるところにより、当該加盟国が万国郵便連合において属している分担等級を基礎として決定する。研修部門の年次経費は、原則として研修の利用に直接的に比例する参加国の負担及び他の国若しくは機関又は管理部門の任意拠出により支弁する。

第十条

憲章第十五条を憲章第十四条とする。

第十一条

憲章第十六条を次のように改め、同条を憲章第十五条とする。

第十五条 連合の文書への署名及びこれらの文書の批准その他の承認

1 全権委員による連合の文書への署名は、大会議の終了の際に行う。また、大会議に出席しない全権委員を代理する権限を有する全権代表は、代理される加盟国の批准、受諾又は承認を条件として、当該全権委員に代わって連合の文書に署名する。代理する政府に対する委任状は、代理される加盟国が自国のために行動する場合に適用される様式及び方法で、代理される政府によつて発行されなければならない。
2 憲章、憲章の追加議定書その他の連合の文書は、署名国により、自国の憲法上の規則に従つてできる限り速やかに批准され、受諾され又は承認されなければならない。
3 いずれかの国がその署名した連合の文書を批准せず、受諾せず又は承認しない場合においても、憲章その他の文書は、これらを批准し、受諾し又は承認した国については、効力を有する。

第十二条

憲章第十七条を次のように改め、同条を憲章第十六条とする。

第十六条 連合の文書の批准その他の承認の通報

憲章、憲章の追加議定書その他の連合の文書の批准書、受諾書又は承認書は、できる限り速やかに事務局長に寄託するものとし、事務局長は、これらの寄託を他の加盟国の政府に通報する。

第十三条

憲章第十八条を次のように改め、同条を憲章第十七条とする。

第十七条 連合の文書への加入

1 憲章、憲章の追加議定書その他の連合の文書に署名しなかつた加盟国は、いつでも加入することができる。
2 加入の正式の宣言は、事務局長に送付するものとし、事務局長は、その寄託を他の加盟国の政府に通報する。

第十四条

憲章第十九条を憲章第十八条とする。

第十五条

憲章第二十条を次のように改め、同条を憲章第十九条とする。

第十九条とする。

第十九条 憲章の改正

1 憲章に関する議案で大会議に提出されたものは、採択されるためには、加盟国の三分の二以上の議決で承認されなければならない。
2 大会議が採択する憲章の改正は、憲章の追加議定書の対象とするものとし、当該追加議定書に定める日に効力を生ずる。この改正は、加盟国により、できる限り速やかに批准され、受諾され又は承認されなければならない。この批准書、受諾書又は承認書は、第十六条に規定する手続に従つて取り扱う。

第十六条

憲章第二十一条を次のように改め、同条を憲章第二十条とする。

第二十条 一般規則の改正

1 一般規則は、一般規則に関する議案の承認のための条件を定める。
2 大会議が採択する一般規則の改正は、一般規則の追加議定書の対象とするものとし、当該追加議定書に定める日に効力を生ずる。この改正は、加盟国により、できる限り速やかに批准され、受諾され又は承認されなければならない。その批准書、受諾書又は承認書は、第十六条に規定する手続に従つて取り扱う。

第十七条

憲章第二十二条を憲章第二十一条とする。

第十八条

憲章第二十三条を憲章第二十一条とする。

第十九条

憲章第二十四条を憲章第二十三条とする。

第二十条 この第二追加議定書の効力発生及び有効期間

この第二追加議定書は、二十二年七月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が憲章中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの第二追加議定書を作成し、大会議の指定する加盟国の政府に寄託される本書一通に署名した。寄託政府は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

二十二年九月十八日にテヘランで作成した。

アジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書

テヘランにおいて大会議として会合したアジア太平洋郵便連合の加盟国の政府の全権委員は、千九百八十五年十二月四日にバンコックで作成されたアジア太平洋郵便連合憲章第二十一条の規定にかんがみ、批准、受諾又は承認を条件として、アジア太平洋郵便連合一般規則に対する次の改正を採択した。

第一条

一般規則前文を次のように改める。

各自の政府から正当に委任を受けた下名の代表者は、アジア太平洋郵便連合憲章第十四条2の規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章第十五条2の規定の適用があることを条件として、同憲章の適用及び連合の運営を確保するための規定並びに加盟国間の国際郵便業務に関する規定を次のとおりこの一般規則で定めた。

第一条

一般規則第百一条を次のように改める。

第百一条 書類の発行、公用の通信及び会合における審議に使用する言語

1 事務局の書類の発行及び事務局と加盟国との間の公用の通信には、英語を使用する。

2 連合の機関の会合における審議の際には、英語を使用する。ただし、その他の言語も、英語への通訳を確保することを条件として、使用することができる。

3 2の通訳の費用については、英語に代わる言語を使用する代表団が負担する。ただし、フランス語に関しては、会合の招請国は、フランス語を使用する代表団に対し、できる限り通訳上の便宜を提供する。

第二条

一般規則第百二条を次のように改める。

第百二条 英語以外の言語
英語を国語としない加盟国は、前条3の規定が適用される場合を除くほか、自らの費用負担で翻訳が作成されるよう手配することができ

第四条

一般規則第百三条を次のように改める。

第百三条 特別取極

憲章第四条の規定に基づく特別取極の締結については、事務局を通じて加盟国又はその郵政庁に通報する。

第五条

一般規則第百四条を次のように改める。

第百四条 大会議の決議

1 加盟国は、大会議の決議を実施するために

適当と認める措置をとるものとし、その措置及び進捗状況を随時事務局に通報する。

2 事務局は、大会議の決議を実施するために加盟国がとった措置についての報告書を取りまとめ、検討のため当該報告書を執行理事会に提出する。

第六条

一般規則第百五条を次のように改める。

第百五条 大会議又は臨時大会議の組織及び会合

1 加盟国の代表者は、必要があるときは連合の文書を改正するため及び加盟国に共通の利害関係のある他の必要と認める郵便上の問題を審議するため、万国郵便大会議の開催の後二年以内に大会議として会合する。

2 各加盟国は、大会議において、その政府が正当に委任した一人又は二人以上の代表によつて代表される。加盟国は、大会議において、他の加盟国が自国を代表するよう措置をとることができる。ただし、一の代表団は、自国のほかに二以上の加盟国を代表することができず、かつ、自国のほかに二以上の加盟国に代わつて投票することができない。

3 各加盟国は、一の票を有する。

4 大会議は、原則として、次回の大会議の開催される国を指定する。その指定をすることができないこと又はその指定がされた国において開催することができないことが判明した場合には、執行理事会は、大会議の開催される国を、これと協議の上、指定する。次回の大会議の開催地が決定されない場合又は開催国が大会議を開催することができないことが

示された場合には、大会議は、事務局の所在する国において開催される。

5 大会議の招請政府は、事務局と協議の上、大会議の期日及び場所を定める。招請状については、原則として、事務局が大会議の期日の六箇月前に招請政府に代わつて加盟国の政府に発出する。招請政府が希望する場合には、招請状は、招請政府が発出することができる。

6 連合の会合には、顧問の資格で投票権なしで出席するオブザーバーとして、国際連合若しくはその専門機関又は連合の活動に利害関係を有するその他の国際機関を代表する者を招請することができる。その他のオブザーバーについても、これらが他の限定郵便連合、万国郵便連合の加盟国の郵政庁又はアジア及び太平洋の地域にある万国郵便連合の非加盟国の郵政庁若しくは同地域にある非自治地域その他の地域の郵政庁を代表する者であることを条件として、連合の会合に出席するよう招請することができる。招請については、大会議又は執行理事会の請求に応じ、事務局が行う。招請政府が希望する場合には、招請状は、招請政府が発出することができる。

7 大会議は、その活動の組織及びその審議の方法につき、大会議の手続規則を適用する。

8 臨時大会議の場所及び期日については、執行理事会が、開催を發議した加盟国の同意を得て決定する。

9 2、3、6及び7の規定は、臨時大会議についても準用する。

第七條

一般規則第百六條を次のように改める。

第百六條 執行理事会の構成、運営及び会合

- 1 執行理事会は、すべての加盟国で構成する。会合には、加盟国の過半数が出席していなければならない。
- 2 大会議の議長は、当該大会議開催後直ちに同じ開催地において執行理事会の第一回会合を招集する。この会合において、同理事会は、理事国のうちから一の議長国及び一の副議長国を選出するものとし、議長国及び副議長国の任期は、次回の大会議の終了の時までとする。大会議開催国は、通常の場合には当然に議長国となるものとし、希望する場合には議長国となる権利を放棄することができ
- 3 執行理事会の第一回会合の後の年次会合については、同理事会の議長が招集する。
- 4 執行理事会は、各会合において、次回の会合の開催される国を指定する。会合の開催が必要であるにもかかわらず招請国がない場合には、会合は、事務局の所在地において開催される。この場合において、会合の開催は、事務局の所在する国の郵政庁ではなく、事務局が行う。当該会合の経費は、加盟国の分担金を増額することにより、事務局がその予算から負担する。
- 5 執行理事会の議長は、通常会期から通常会期までの間において、加盟国の少なくとも三分の二の請求に応じ、原則として事務局の所在地において同理事会の会合を招集すること

ができる。

- 6 執行理事会の会合の招請国は、同理事会の議長と協議の上、会合の期日及び場所を定める。会合への招請状については、同理事会の議長(議長が希望する場合には、事務局)が加盟国及びオブザーバーに発出する。招請国が希望する場合には、招請状は、招請国が加盟国の郵政庁に対し直接発出し、また、外交上の経路を通じ送付することができる。
- 7 執行理事会の運営費については、連合が負担する。理事国の職務は、無報酬とする。
- 8 加盟国は、執行理事会の会合に資格のある郵政職員を代表として出席させる。
- 9 執行理事会の権限は、次のとおりとする。
 - (A) 大会議の決議によって課される任務を遂行すること。
 - (B) 加盟国間の国際郵便業務の運営に必要な細目について規定する国際郵便業務規則を定めること。
 - (C) 郵便業務の改善のため加盟国の郵政庁と連絡を保つこと。
 - (D) 事務局の管理に関する規則を定め及びその活動を監督すること。
 - (E) 大会議から大会議までの間において、事務局の作成する連合の管理部門の年次予算及び計算書を審査し及び承認すること。
 - (F) 万国郵便連合の機関、他の限定連合又はアジア及び太平洋の地域に特別の利害関係を有する国際連合の他の専門機関と有益な連絡を保つこと及び必要があるときはこれらの機関の会議に出席する代表者を任命すること。

(C) 技術協力のような事項につき、加盟国の

- 少なくとも三分の二の同意を得て、連合の名において万国郵便連合、他の限定連合又は国際機関と取決めを締結すること及び事務局長に対して当該取決めを実施するための権限を付与すること。
- (D) 第百十五條2の規定により、万国郵便大会議に先立って会合すること。
- (I) 管理上の問題であつて、連合の文書に規定されておらず、かつ、次回の大会議まで解決を待つことのできないものを暫定的に処理するため、加盟国の過半数の同意を得て必要な措置をとること。
- 10 執行理事会は、その活動に必要な手続規則を定める。
- 11 執行理事会の協議及び決定については、必要があるときは、通信によって行うことができる。
- 12 事務局長は、執行理事会の事務局長の職務を行う。
- 13 執行理事会は、各会合の後に、参考のため、加盟国の郵政庁に概要報告書を送付する。
- 14 執行理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議に提出する。
- 15 執行理事会の各理事国の代表者は、空路、海路又は陸路によるエコノミー・クラスの往復切符の代金の償還を受ける権利を有する。この償還については、連合の年次経費の当該国の分担金から控除することにより行う。

第八條

一般規則第百七條を次のように改める。

第百七條 事務局

- 1 事務局は、事務局長及び連合が必要とする他の職員で構成される。
 - 2 事務局長は、連合の会議に出席し、投票権なしで討議に参加する。
 - 3 事務局は、連合の会議の開催国の郵政庁と共同して当該会議の事務局の事務を行う。
 - 4 執行理事会又は大会議が開催される年においては大会議は、資格のある郵政職員のうちから事務局長を選出する。事務局長の任期については、これを選出した機関が定める。
 - 5 事務局は、執行理事会の監督を受けるものとし、事務局の会計については、所在国の権限のある当局が監督する。
- 第九條
- 一般規則第百八條を次のように改める。
- 第百八條 事務局の組織及び職員
- 1 事務局の管理は、事務局長に委託される。事務局長は、必要があるときは、郵便業務に少なくとも五年間従事しかつ英語のほかにフランス語又はアジアのいずれかの言語につき職務を遂行するに足りる知識を有する適格な職員の補佐を受ける。当該職員の職は、事務局の研修部門及び管理部門の職員に加えて置かれる。当該職員の選考に当たっては、いずれの加盟国が代表されるかについて考慮する。事務局長は、執行理事会の承認を得ることを条件として、各郵政庁が推薦した者のうちから当該職員を任命する。ただし、当該職員は、専門分野における事務局の必要を満たす者であることを条件とする。

- 2 事務局長は、事務局が連合の文書及び大会議の決定に従って行うすべての任務につき、事務局を法的に代表する。
- 3 事務局長は、執行理事会が別段の決定を行わない限り、連合の出席が要請される郵便業務に関する国際会議において連合を代表する。

第十条

一般規則第九十九条を次のように改める。

第九十九条 事務局の任務

- 1 事務局は、連合の会議のために仮議事日程の作成その他の準備を行う。
- 2 事務局は、アジア及び太平洋の地域にあり、かつ、連合に加盟していない万国郵便連合の加盟国の郵政庁が自国の政府に対し連合への加盟を外交上の経路を通じて請求するよう勧告することについて、当該郵政庁と連絡を取る。
- 3 事務局は、要請があったときはいつでも、執行理事会及び連合の加盟国の郵政庁に対し、郵便業務の問題に関する必要な情報を提供する。
- 4 事務局は、連合の活動に関する年次報告書を作成し、これを加盟国の郵政庁に送付する。当該報告書については、大会議又は大会議が開催されない場合には執行理事会が、承認する。年次報告書が対象とする年の翌年の五月末までに大会議又は同理事会が開催されない場合には、加盟国による承認については、通信によって行う。当該報告書を承認するかしないかを四十日以内に回答しない加盟国は、これを承認したものとみなされる。

- 5 事務局は、加盟国が発行した郵便切手の収集(常に最新の郵便切手を含めるものとする)を保有する。
- 6 事務局は、アジア及び太平洋の地域における郵便業務を改善するため、研修部門において、研修の便宜を供与し、及び指導業務を行う。この研修部門は、運営理事会が管理するものとし、同理事会の構成、目的及び権限は、第百十一条で定める。

第十一條

一般規則第一百十條を次のように改める。

第一百十條 事務局の刊行物

- 1 事務局は、事務局が発行する書類を加盟国の郵政庁及びスイスのベルヌにある万国郵便連合国際事務局に無料で提供するものとし、各郵政庁は、その分担単位数に対応する部数を受領する。郵政庁が請求する追加の部数については、請求を行った郵政庁が実費を支払う。
- 2 事務局は、加盟国が検討することができるように、第百十五條1の規定により受領するすべての議案の表を作成し、加盟国の郵政庁に配布する。

第十二條

一般規則第一百十條を次のように改める。

第一百十條 事務局の研修部門の運営

理事会

- 1 研修部門の管理上の責任は、運営理事会に委託される。同理事会は、少なくとも一年に一回会合するものとし、別段の決定を行わない限り、執行理事会の会合が開催される国において、同理事会に先立って会合する。

- 2 運営理事会は、大会議に対する自己の責任を遂行するに当たり、次の権限を有する。
 - (A) 研修部門の管理に関する規則を定めること。
 - (B) 研修部門の一般的な研修の方針を定めること。
 - (C) 研修部門の予算を承認し、及び当該予算の執行を監督すること。
 - (D) 研修部門の教員を任命すること。
 - (E) 研修部門の教員及び事務職員の本給表及び勤務条件を定めること。
- 3 運営理事会は、事務局の所在国の郵政庁の長を議長とし、執行理事会の議長及び研修部門の活動に対して年間一万合衆国ドル以上の額に相当する現金若しくは現物の拠出又は奨学制度、自国の費用負担若しくは専門家の派遣による貢献を行う加盟国の郵政庁の代表者で構成される。これらの者は、投票権を有する。事務局長、万国郵便連合国際事務局局長又はその代理、国際連合アジア太平洋経済社会委員会の代表者及び国際連合開発計画の代表者は、オブザーバーとして運営理事会の会合に出席することができる。運営理事会の構成員でない加盟国も、オブザーバーとして運営理事会の会合に出席することができる。運営理事会は、適当と認めるその他のオブザーバーを招請することを決定することができる。
- 4 3の加盟国は、3に定める額に相当する援助を連続して二年間にわたり行わない場合には、運営理事会の会合に代表を出す権利を有しない。

- 5 運営理事会の会合については、同理事会の議長が招集する。
- 6 運営理事会の議長は、同理事会の構成員の三分の二の請求を受領した場合には、原則として事務局の所在国において同理事会の臨時会合を招集する。
- 7 運営理事会の協議及び決定については、必要があるときは、通信によって行うことができる。
- 8 事務局長は、運営理事会の事務局長の職務を行う。
- 9 運営理事会は、前回の大会議以降の同理事会の活動及び将来の活動計画に関し、大会議に報告書を提出する。当該報告書には、参考のため過去及び将来の財政措置の詳細を含むべきである。
- 10 運営理事会は、同理事会の会合から会合までの間における研修部門の円滑な運営を確保するため、現地執行委員会を設置し、これに必要な任務を課することができる。

第十三條

一般規則第一百十二條を次のように改める。

第一百十二條 大会議への議案の提出

- 1 大会議に提出する議案は、大会議の開会日の三箇月前までに事務局に到達しなければならない。ただし、大会議の開会日に先立つ三箇月の期間内に事務局に到達する議案であっても、大会議の裁量により、審議することができる。
- 2 1に定める手続は、既に提出された議案に対する修正案の提出については、適用しない。

3 事務局は、1及び2の議案をできる限り速やかに加盟国の郵政庁に配布する。

第十四条

一般規則第百十三条を次のように改める。

第百十三条 留保

1 この一般規則の第五章の規定に対する留保については、大会議の承認した議案に基づきこの一般規則の最終議定書に規定する。

2 大会議への議案の提出に関する前条の規定は、留保に関する議案については、適用しない。

3 大会議に提出された留保に関する議案は、採択されるためには、出席しかつ投票する加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。

4 留保を行っている加盟国は、いつでも当該留保を撤回することができる。留保の撤回については、事務局を通じて加盟国に通報する。

第十五条

一般規則第百十四条を次のように改める。

第百十四条

大会議から大会議までの間において提出されたこの一般規則を改正するための議案

1 郵政庁が大会議から大会議までの間に提出したこの一般規則の第五章及び最終議定書の規定を改正するための議案については、事務局を通じて他の郵政庁に送付する。

2 議案は、次の手続に付する。

加盟国の郵政庁は、事務局の回章によって通告された議案の検討及び事務局への意見

見の送付のため、二箇月の期間を与えられる。修正は、認められない。事務局は、回答を取りまとめ、これを加盟国の郵政庁に通報し、当該議案に対する賛否を表明するよう要請する。その後二箇月の期間内に賛否を通告しない加盟国の郵政庁は、棄権したものと同みなされる。これらの期間は、事務局の回章の日付の日から起算する。

3 この一般規則の第五章及び最終議定書の規定の改正は、加盟国政府に対する事務局長の通告によって確定する。

第十六条

一般規則第百十五条を次のように改める。

第百十五条 万国郵便大会議に提出する議案

1 加盟国の郵政庁は、万国郵便大会議に提出する議案を、万国郵便連合国際事務局に通報すると同時に他の加盟国及び事務局に通報する。これらの議案については、憲章第三条の規定にかかわらず、フランス語で作成することができる。

2 加盟国は、万国郵便大会議において討議される議案その他の重要事項について意見を交換し及び調整するため、当該万国郵便大会議に先立ち及び当該万国郵便大会議の期間中において会合することが出来る。

第十七条

一般規則第百十六条を次のように改める。

第百十六条 分担等級

1 加盟国は、管理部門の経費の分担に関し、四の集団に区分される。万国郵便連合の経費の分担において五十単位を超える分担単位数

を有し又は五十単位等級、四十単位等級、三十五単位等級、二十五単位等級若しくは二十単位等級に属する加盟国は五単位を、同連合の経費の分担において十五単位等級、十単位等級又は五単位等級に属する加盟国は三単位を、同連合の経費の分担において三単位等級又は一単位等級に属する加盟国は二単位を、同連合の経費の分担において二分の一単位等級に属する加盟国は一単位をそれぞれ分担する。もっとも、加盟国は、より多くの単位を分担することができる。

2 連合に加盟する国及び連合から脱退する国は、加盟又は脱退が効力を生ずる年については、その全期間について管理部門の経費を分担する。

第十八条

一般規則第百十七条を次のように改める。

第百十七条 連合の予算及び計算書

1 管理部門の支出は、年額八万合衆国ドルを超過してはならない。

2 事務局は、遅くとも各暦年の終了する二箇月前までに、翌年一月一日から十二月三十一日までの期間の管理部門の予算見積書を作成する。当該予算見積書には、これを作成する年の予算及びその前年の決算の数字と比較した収支の見積りの詳細な資料を含める。事務局は、承認を得るため、執行理事会又は大会議が開催される場合には大会議に、当該予算見積書を提出する。その承認が得られるまでの間、事務局は、前年の予算額の限度内で任務を遂行する。

3 事務局は、前年の活動に関する詳細な決算書及び収支に関するすべての書類を添付した

管理部門の報告書を毎年第一四半期に作成する。この報告書については、承認を得るため及び連合の加盟国の郵政庁に配布するため執行理事会又は大会議に提出する。

4 管理部門の支出については、執行理事会又は大会議が承認した予算に基づいて行う。研修部門の支出については、運営理事会が承認した予算に基づいて行う。

5 1に定める限度額については、職員の採用その他の方法による管理部門の効果的運営のために超過することができる。ただし、加盟国の過半数が同意する場合に限る。

6 加盟国は、大会議又は執行理事会が決定する予算に基づき、連合の管理部門の年次経費に対する自国の分担金を前払する。分担金については、遅くとも当該予算に係る会計年度の初日までに支払う。研修部門の負担金及び任意拠出金については、これらに係る年の一月三十一日までに支払う。管理部門の分担金については、期限を経過した後は、未払金額について、最初の六箇月間は年三パーセント、七箇月目からは年六パーセントの割合で利子が課されるものとし、この利子は、連合に帰属する。

7 連合の資金の不足を補うために管理部門及び研修部門の予算についてそれぞれ予備基金を設けるものとし、その額については、執行理事会が定める。予備基金については、主として予算の剰余金により維持するものとし、予算の収支を合わせるためにも、加盟国の分担金の額を引き下げるためにも、使用する事が出来る。

8 研修部門の一時的な資金不足に関しては、事務局の所在国は、関係国が償還を保証することを条件として、運営理事会に対し、事務局の研修機能の継続を確保するために必要な資金の立替払を行う。立て替えられる資金の額は、研修部門の予算の限度を超過してはならない。

9 事務局の所在国によって資金が立て替えられる場合には、8の関係国の郵政庁は、8の規定に従って立て替えられた金額を運営理事会を通じて当該所在国に償還する。その償還は、できる限り速やかに、かつ、遅くとも同理事会が割当てを承認した日の属する年の翌年の十二月三十一日までに行われなければならない。

第十九条

一般規則第百二十三条を次のように改める。

第百二十三条 この一般規則に関する

議案の承認の条件

1 この一般規則に関する議案であって大会議に提出されたものは、実施されるためには、大会議に代表を出している加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。

2 加盟国は、前章の規定を改正するための議案を大会議から大会議までの間に提出することができるとし、この議案は、実施されるためには、全会一致で承認されなければならない。前章の規定の解釈に関する議案については、当該解釈が憲章第二十二條に規定する仲裁の対象となる場合を除くほか、投票の過半数による議決で承認されなければならない。

第二十条 この追加議定書の効力発生及び有効期間

この追加議定書は、二千二年七月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が一般規則中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、大会議の指定する加盟国の政府に寄託される本書一通に署名した。寄託政府は、その贈本一通を各加盟国に送付する。

二千二年九月十八日にテヘランで作成した。

アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

アジア太平洋郵便連合(以下「連合」といふ)は、万国郵便連合の憲章に基づく限定連合の一つとして昭和三十七年にアジア太平洋地域に設立された国際機関である。連合は、アジア太平洋地域の加盟国間の郵便関係を拡大し及び改善すること並びに郵便業務上の協力を増進することを目的とし、連合の基本文書であるアジア太平洋郵便連合憲章(以下「憲章」といふ)に基づいて運営されている。

昭和六十年以降、憲章は追加議定書により改正されることとされ、平成十二年九月にテヘランで開催された第八回大会議において、連合の組織及び運営の合理化のための組織改革を目的

として、憲章を改正するための第二追加議定書が採択され、また、この採択に併せ、一般規則を改正するための追加議定書が採択された。

本第二追加議定書は、連合の組織及び運営の合理化のため、憲章の改正について規定するものであり、一般規則の追加議定書は、憲章の第二追加議定書の内容を反映して、現行の一般規則の改正について規定するものであり、その主な改正点は次のとおりである。

1 第二追加議定書

(一) 「中央事務局」及び「アジア太平洋郵便研修センター」を廃止し、新たに「事務局」を設けるとともに、「事務局」は「管理部門」及び「研修部門」で構成するものとする。

(二) 「中央事務局長」を「事務局長」に改めること。

2 一般規則の追加議定書

「事務局」の組織、職員、任務及び「事務局長」の任務等について定めるとともに、「アジア太平洋郵便研修センター」を「事務局の研修部門」に改めること。

なお、本第二追加議定書及び一般規則の追加議定書は、平成十四年七月一日に効力を生じ、無期限に効力を有することになっている。

よって政府は、本第二追加議定書及び一般規則の追加議定書の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本第二追加議定書及び一般規則の追加議定書を締結することは、引き続きアジア太平洋郵

便連合の加盟国としてアジア太平洋地域における国際郵便業務を円滑に行う上で必要であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成十四年七月十七日

外務委員会 吉田 公一
衆議院議長 綿貫 民輔殿

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案
右の議案を提出する。

平成十四年七月十七日

提出者
厚生労働委員長 森 英介

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 基本方針及び実施計画(第八条・第九條)
- 第三章 財政上の措置等(第十条・第十一条)
- 第四章 民間団体の能力の活用等(第十二條―第十四條)

附則

- 第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれき

官 報 (号 外)

が生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者という。

(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
- 二 ホームレスとなることを余儀なくされるお

それのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会

の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。

- 三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十号)による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。
- 2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第四条 ホームレスは、その自立を支援するために国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体における

ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- 一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
- 二 ホームレス自立支援事業(ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。)その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるお

そのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

- 四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項
- 五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

- 2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホー

ムレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章 財政上の措置等
(財政上の措置等)

第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理由

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスに関する問題の解決に資するた

め、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

提出者

厚生労働委員長 森 英介

社会保険労務士法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
平成十四年七月十七日

社会保険労務士法の一部を改正する法律案
社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十三条の二」、

「第四章の二 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会(第二十五条の六)第二十五条の二十八」を「第四章の二 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会(第二十五条の二)第二十五条の六(第二十五条の二十五)」に、「第三十五条」を「第三十七条」に改める。

第二条第一項第一号の三の次に次の一号を加える。

一 四 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第六條第一項の紛争調整委員会における同法第五條第一項のあつせんについて、紛争の当事者を代理すること(以下「あつせん代理」という。)

第八条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 削除

第八条第五号中「五年」を「三年」に改め、同条第七号中「社会保険労務士」の下に「若しくは社会保険労務士法人(第二十五条の六に規定する社会保険労務士法人をいう。次章から第四章までにおいて同じ。)」を、「弁護士」の下に「若しくは弁護士法人」を加え、「五年」を「三年」に改め、同条第八号中「もつぱら」を「専ら」に、「五年」を「三年」に改め、同条第九号中「五年」を「三年」に改める。

第十四条の二第二項中「社会保険労務士は、事務所」を「社会保険労務士(社会保険労務士法人の社員となろうとする者を含む。は、事務所」社会保険労務士法人の社員となろうとする者にあつては、当該社会保険労務士法人の事務所)」に改め、同条第三項中「事業所に」を「事業所(社会保険労務士又は社会保険労務士法人の事務所を含む。以下同じ。)」に改める。

第十四条の六第一項中「一」を「いずれかに」に、「第二十五条の十七」を「第二十五条の三十七」に改める。

官 報 (号 外)

<p>第十四条の九第一項を次のように改める。 連合会は、社会保険労務士の登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十五条の三十七に規定する資格審査会の議決に基づき、当該登録を取り消すことができる。</p> <p>一 登録を受ける資格に関する重要事項について、告知せず又は不実の告知を行つて当該登録を受けたことが判明したとき。</p> <p>二 第十四条の七第二号に規定する者に該当するに至つたとき。</p> <p>三 二年以上継続して所在が不明であるとき。</p> <p>第十四条の九第二項中「前項を、前項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなつたことにより同項に改める。</p> <p>第十七条第一項及び第二項中「社会保険労務士」の下に「又は社会保険労務士法人を加え、同条第三項中「社会保険労務士は、」を「社会保険労務士又は社会保険労務士法人が」に改め、「付記をしたときは」の下に、「当該添付又は付記に係る社会保険労務士は」を加える。</p> <p>第十八条中「社会保険労務士」の下に「社会保険労務士法人の社員を除く。」を加え、同条に次の一項を加える。</p> <p>2 社会保険労務士法人の社員は、第二条に規定する事務を業として行つたための事務所を設けてはならない。</p> <p>第二十条中「依頼」の下に「(あつせん代理に関するものを除く。）」を加える。</p>	<p>第二十一条及び第二十二条を次のように改める。</p> <p>(秘密を守る義務)</p> <p>第二十一条 開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員は、正当な理由がなくて、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員でなくなつた後においても、また同様とする。</p> <p>(業務を行ない得ない事件)</p> <p>第二十二条 社会保険労務士は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行つてはならない。ただし、第三号に該当する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。</p> <p>一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件</p> <p>二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるもの</p> <p>三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件</p> <p>四 国又は地方公共団体の公務員として職務上取り扱つた事件</p> <p>五 社員又は使用人である社会保険労務士として社会保険労務士法人の業務に従事していた期間内に、その社会保険労務士法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件</p>	<p>六 社員又は使用人である社会保険労務士として社会保険労務士法人の業務に従事していた期間内に、その社会保険労務士法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるもの</p> <p>第三章第二十三条の次に次の一条を加える。</p> <p>(非社会保険労務士との提携の禁止)</p> <p>第二十三条の二 社会保険労務士は、第二十六条又は第二十七条の規定に違反する者から事件のあつせんを受け、又はこれらの者に自己の名義を利用してはならない。</p> <p>第二十四条第一項中、「開業社会保険労務士」の下に「又は社会保険労務士法人」を、「当該開業社会保険労務士」の下に「若しくは社会保険労務士法人」を加える。</p> <p>第二十五条第二号中「開業社会保険労務士」の下に「若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士」を加える。</p> <p>第二十五条の二第一項中「若しくは事務代理を、事務代理若しくはあつせん代理」に改め、「開業社会保険労務士」の下に「若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士」を加える。</p>	<p>第二十五条の三の次に次の一条を加える。</p> <p>(懲戒事由の通知等)</p> <p>第二十五条の三の二 社会保険労務士会又は連合会は、社会保険労務士会の会員について、前二条に規定する行為又は事実があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、当該会員の氏名及び事業所の所在地並びにその行為又は事実を通知しなければならない。</p> <p>2 何人も、社会保険労務士について、前二条に規定する行為又は事実があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、当該社会保険労務士の氏名及びその行為又は事実を通知し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。</p> <p>第二十五条の四第一項及び第二項中「前二条を」</p> <p>「第二十五条の二又は第二十五条の三」に改め、同条の次に次の一条を加える。</p> <p>(登録抹消の制限)</p> <p>第二十五条の四の二 連合会は、社会保険労務士が懲戒の手續に付された場合においては、その手續が終了するまでは、第十四条の十第一項第一号の規定による当該社会保険労務士の登録の抹消をすることができない。</p> <p>第二十五条の五の見出し中「懲戒処分」の下に「通知及び」を加え、同条中「その旨を」の下に「その理由を付記した書面により当該社会保険労務士に通知するとともに、」を加える。</p> <p>第四章の二中第二十五条の二十八を第二十五条の四十九とする。</p>
---	--	---	--

第二十五条の二十七を第二十五条の四十七とし、同条の次に次の一条を加える。

(貸借対照表等)

第二十五条の四十八 連合会は、毎事業年度、總會の決議を経た後、遅滞なく、貸借対照表及び収支計算書を官報に公告し、かつ、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び附属明細書並びに会則で定める事業報告書及び監事の意見書を、事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第二十五条の二十六を第二十五条の四十六とし、第二十五条の二十二から第二十五条の二十五までを二十条ずつ繰り下げる。

第二十五条の二十一第四項中「第二十五条の二十三第一項を」第二十五条の四十三第一項に改め、同条を第二十五条の四十一とし、第二十五条の二十を第二十五条の四十とする。

第二十五条の十九を削る。

第二十五条の十八を第二十五条の三十八とし、同条の次に次の一条を加える。

(社会保険労務士会に関する規定の準用)

第二十五条の三十九 第二十五条の二十六第三項及び第四項、第二十五条の二十七第二項、第二十五条の三十一並びに第二十五条の三十二の規定は、連合会に準用する。

第二十五条の十七を第二十五条の三十七とし、第二十五条の十六を第二十五条の三十六とする。

平成十四年七月十八日 衆議院会議録第四十八号

第二十五条の十五第一号中「第二十五条の七第一項第一号」を「第二十五条の二十七第一項第一号」に、「から第五号の二まで、第六号及び第七号」を、「第四号及び第五号から第七号まで」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条を第二十五条の三十五とする。

第二十五条の十四第二項中「社会保険労務士の品位」を「社会保険労務士会の会員の品位」に改め、同条を第二十五条の三十四とする。

第二十五条の十三を削る。

第二十五条の十二中「所属社会保険労務士」及び「当該社会保険労務士」の下に「又は社会保険労務士法人」を加え、同条を第二十五条の三十三とし、第二十五条の九から第二十五条の十一までを二十一条ずつ繰り下げる。

第二十五条の八第三項中「一」を「いずれかに」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 社会保険労務士法人は、その成立の時に、当然、社会保険労務士法人の主たる事務所の所在地の社会保険労務士会の会員となる。

4 社会保険労務士法人は、社会保険労務士法人の主たる事務所の所在地の社会保険労務士会以外の社会保険労務士会が設立されている都道府県の区域に事務所を設け、又は社会保険労務士法人の各事務所を各所属社会保険労務士会以外の社会保険労務士会が設立されている都道府県の区域に事務所を設け、又は社会保険労務士会が設立されている都道府県

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

の区域に移転したときは、社会保険労務士法人の事務所の新所在地においてその旨を登記した時に、当然、当該事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている社会保険労務士会の会員となる。

5 社会保険労務士法人は、その事務所の移転又は廃止により、所属社会保険労務士会が設立されている都道府県の区域内に社会保険労務士法人の事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地においてその旨を登記した時に、当然、当該社会保険労務士会を退会する。

7 社会保険労務士法人は、解散した時に、当然、所属社会保険労務士会を退会する。

第二十五条の八を第二十五条の二十九とする。

第二十五条の七第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 会員の種別及びその権利義務に関する規定

第二十五条の七第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 支部に関する規定

第二十五条の七第一項第五号中「社会保険労務士」を「会員」に改め、同項第五号の三を削り、同条を第二十五条の二十七とし、同条の次に次の一条を加える。

(支部)

目的を達成するため必要があるときは、支部を設けることができる。

第二十五条の六第二項中「社会保険労務士の」を「会員の」に改め、同条第四項中「明治二十九年法律第八十九号」を削り、同条を第二十五条の二十六とする。

第四章の二を第四章の三とし、第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 社会保険労務士法人

(設立)
第二十五条の六 社会保険労務士は、この章の定めるところにより、社会保険労務士法人(第二条に規定する業務を組織的に行うことを目的として、社会保険労務士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。)を設立することができる。

(名称)
第二十五条の七 社会保険労務士法人は、その名称中に社会保険労務士法人という文字を使用しなければならない。

(社員の資格)
第二十五条の八 社会保険労務士法人の社員は、社会保険労務士でなければならない。

2 次に掲げる者は、社員となることができない。

一 第二十五条の二又は第二十五条の三の規定により社会保険労務士の業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者
二 第二十五条の二十四第一項の規定により社

<p>会保険労務士法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前三十日以内にその社員であつた者でその処分の日から三年(業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間)を経過しないもの</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第二十五条の九 社会保険労務士法人は、第二条に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、同条に規定する業務に準ずるものとして厚生労働省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>(登記)</p> <p>第二十五条の十 社会保険労務士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。</p> <p>(設立の手続)</p> <p>第二十五条の十一 社会保険労務士法人を設立するには、その社員にならうとする社会保険労務士が、共同して定款を定めなければならない。</p> <p>2 商法(明治三十二年法律第四十八号)第百六十七条の規定は、社会保険労務士法人の定款について準用する。</p> <p>3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>	<p>一 目的</p> <p>二 名称</p> <p>三 事務所の所在地</p> <p>四 社員の氏名及び住所</p> <p>五 社員の出資に関する事項</p> <p>六 業務の執行に関する事項</p> <p>(成立の時期)</p> <p>第二十五条の十二 社会保険労務士法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。</p> <p>(成立の届出等)</p> <p>第二十五条の十三 社会保険労務士法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている社会保険労務士会(以下「主たる事務所の所在地の社会保険労務士会」という。)を経由して、連合会に届け出なければならない。</p> <p>2 連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、社会保険労務士法人の名簿を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第二十五条の十四 社会保険労務士法人は、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を、主たる事務所の所在地の社会保険労務士会を経由して、連合会に届け出なければならない。</p>	<p>(業務を執行する権限)</p> <p>第二十五条の十五 社会保険労務士法人の社員は、定款で別段の定めがある場合を除き、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。</p> <p>(社員の常駐)</p> <p>第二十五条の十六 社会保険労務士法人の事務所には、その事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている社会保険労務士会の会員である社員を常駐させなければならない。</p> <p>(特定の事件についての業務の制限)</p> <p>第二十五条の十七 社会保険労務士法人は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行つてはならない。ただし、第三号に該当する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。</p> <p>一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件</p> <p>二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるもの</p> <p>三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件</p> <p>四 第二十二号各号に掲げる事件として社員の半数以上の者が業務を行つてはならないこととされる事件</p> <p>(社員の競争の禁止)</p> <p>第二十五条の十八 社会保険労務士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその社会保険</p>	<p>労務士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の社会保険労務士法人の社員となつてはならない。</p> <p>(業務の執行方法)</p> <p>第二十五条の十九 社会保険労務士法人は、社会保険労務士でない者に第二号第一項第一号から第二号までに掲げる事務を行わせてはならない。</p> <p>(社会保険労務士の義務等に関する規定の準用)</p> <p>第二十五条の二十 第一条の二、第十五条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十三条の二、第二十五条の三十及び第二十五条の三十六の規定は、社会保険労務士法人について準用する。</p> <p>(法定脱退)</p> <p>第二十五条の二十一 社会保険労務士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。</p> <p>一 社会保険労務士の登録の抹消</p> <p>二 定款に定める理由の発生</p> <p>三 総社員の同意</p> <p>四 除名</p> <p>(解散)</p> <p>第二十五条の二十二 社会保険労務士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。</p> <p>一 定款に定める理由の発生</p> <p>二 総社員の同意</p> <p>三 他の社会保険労務士法人との合併</p> <p>四 破産</p>
--	---	---	--

五 解散を命じる裁判

六 第二十五条の二十四第一項の規定による解散の命令

2 社会保険労務士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。

3 社会保険労務士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所所在地の社会保険労務士会を経由して、連合会に届け出なければならない。

(合併)

第二十五条の二十三 社会保険労務士法人は、総社員の同意があるときは、他の社会保険労務士法人と合併することができる。

2 合併は、合併後存続する社会保険労務士法人又は合併によつて設立した社会保険労務士法人が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

3 社会保険労務士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記簿の謄本(合併によつて設立した社会保険労務士法人にあつては、登記簿の謄本及び定款の写し)を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の社会保険労務士会を経由して、連合会に届け出なければならない。

(違法行為等についての処分)

第二十五条の二十四 厚生労働大臣は、社会保険労務士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その社会保険労務士法人に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

2 第二十五条の三の二、第二十五条の四及び第二十五条の五の規定は、前項の処分について準用する。

3 第一項の規定による処分の手続に付された社会保険労務士法人は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。

4 第一項の規定は、同項の規定により社会保険労務士法人を処分する場合において、当該社会保険労務士法人の社員又は使用人である社会保険労務士(以下この項において「社員等」という。)につき第二十五条の二又は第二十五条の三に該当する事実があるときは、その社員等である社会保険労務士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。(民法の準用等)

第二十五条の二十五 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条、第五十五条及び第八十一条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法

(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二

項、第三十六条、第二百六条第一項、第三百三十四から第三百三十五条ノ五まで、第三百三十五条ノ八、第三百三十六ノ二、第三百三十七、第三百三十八及び第三百三十八ノ三の規定は、社会保険労務士法人について準用する。この場合において、民法第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「全国社会保険労務士会連合会」と読み替へるものとする。

4 商法第七十六条から第八十三条までの規定は、社会保険労務士法人の外部の関係について準用する。

5 商法第八十四条、第八十六条第一項及び第二項(除名及び代表権の喪失に関する部分に限る。)並びに第八十七条から第九十三条までの規定は、社会保険労務士法人の社員の脱退について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項第二号中「第七十四条第一項」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の十八」と読み替へるものとする。

2 商法第三十二条、第三十三条及び第三十四条から第三十六条までの規定は社会保険労務士法人の帳簿その他の書類について、同法第五十八条及び第五十九条の規定は社会保険労務士法人の解散について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十三条第三項中「貸借対照表が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ハ」と、同法第四項中「貸借対照表が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ニハ」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替へるものとする。

6 商法第百条、第百三条から第百六条まで及び第百九条から第百十一条までの規定は、社会保険労務士法人の合併について準用する。

3 商法第六十八条、第六十九条、第七十二条、第七十三条、第七十四条第二項及び第三項並びに第七十五条の規定は、社会保険労務士法人の内部の関係について準用する。この場合において、同法第七十四条第二項中「前項」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の十八」と読み替へるものとする。

7 商法第百六条から第百九条まで、第百一十條から第百二十二條まで、第百二十四條第一項及び第二項、第百二十五條、第百二十六條、第百二十八條から第百三十三條まで(第百三十三條第二項及び第三項を除く)、第百三十四條ノ二から第百三十六條まで、第百三十八條並びに第百四十三條から第百四十五條までの規定は、社会保険労務士法人の清算について準用する。この場合において、同法第百十七條第二項及び第百二十二條中「第九十四条第四号又ハ第六号」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の二十二第一項第五号若ハ第六号又ハ第二項」と読み替へるものとする。

官 報 (号 外)

8 破産法(大正十一年法律第七十一号)第百二十七条の規定の適用については、社会保険労務士法人は、合名会社とみなす。

第二十六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 社会保険労務士法人でない者は、社会保険労務士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第二十七条中「社会保険労務士」の下に「又は社会保険労務士法人」を加える。

第二十七条の二中「開業社会保険労務士」の下に「又は社会保険労務士法人」を加える。

第三十二条中「第十五条」の下に「(第二十五条の二十において準用する場合を含む。)」を加え、「五十万円」を「二百万円」に改める。

第三十二条の二第一項中「一」を「いずれかに」に、「三十万円」を「百万円」に改め、同項第二号中「第二十一条」を「第二十一条」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第二十五条の二十二第一項」を「第二十五条の四十二第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「又は第二十五条の三」を「若しくは第二十五条の三又は第二十五条の二十四第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十三条の二(第二十五条の二十において準用する場合を含む。)(の規定に違反した者

第三十三条中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第十九条」の下に「(第二十五条の二十において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第二十条」の下に「(第二十五条の二十において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号を削り、同条第四号中「第二十六条第一項又は第二項」を「第二十六条」に改め、同号を同条第三号とする。

第三十五条中「第三十二条の二第一項第五号、第三十三条第三号若しくは第四号又は前条」を「第三十二条、第三十二条の二第一項第三号、第四号(第二十五条の二十四第一項に係る部分に限る。)

若しくは第六号又は第三十三条から前条まで」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十四条中「第二十五条の二十八第一項」を「第二十五条の四十九第一項」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十三条の次に次の一条を加える。

第三十四条 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

本則に次の一条を加える。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、社会保険労務士法人の社員若しく

は清算人又は社会保険労務士会若しくは連合会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

二 第二十五条の二十五第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産の宣告の請求を怠つたとき。

三 定款又は第二十五条の二十五第二項において準用する商法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四 第二十五条の二十五第六項において準用する商法第百条第一項又は第三項(同法第百七条第三項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。

五 第二十五条の二十五第七項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して財産を分配したとき。

別表第二十号の十八の次に次の二号を加える。

二十の十九 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)

二十の二十 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律

別表第三十三号中「昭和三十七年法律第百六十号」を削る。

別表第二一号中「第二十号の十八」を「第二十号の二十」に改め、同表第二号から第四号まで及び第六号から第八号までの規定中「社会保険労務士」の下に「若しくは社会保険労務士法人」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二十五条の七第一項第五号の三を削る改正規定、第二十五条の十五第一号の改正規定(から第五号の二まで、第六号及び第七号)を、第四号及び第五号から第七号まで」に改める部分に限る。)、同条第四号を削る改正規定、同条第五号を同条第四号とする改正規定及び同条第六号を同条第五号とする改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の社会保険労務士法第二十五条の四十八の規定は、この法律の施行の日以後に開始する事業年度に係る書類について適用する。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(社会保険労務士法の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「第二十五条の八第一項」を「第二十五条の二十九第一項」に改める。

(石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第五条 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二十条第一項中「第二十五条の十二、第二十五条の十三、第二十五条の十八及び第二十五条の二十六」を「第二十五条の三十三、第二十五条の三十八及び第二十五条の四十六」に改める。

(経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第六条 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項中「第二十五条の十二、第二十五条の十三、第二十五条の十八及び第二十五条の二十六」を「第二十五条の三十三、第二十五条の三十八及び第二十五条の四十六」に改める。

理由

最近における社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、国民の利便性の向上に資する

信頼される社会保険労務士制度を確立するため、社会保険労務士法人制度の創設、受験資格要件の緩和、紛争調整委員会における個別労働関係紛争に係るあっせん代理業務の追加、懲戒手続、資格者団体の会則等に関する規定の見直し等所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十五年七月十八日
第一種郵便物認可

発行所	〒一〇五八四四五
	二番四港區虎ノ門二丁目
財務省印刷局	
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 一〇五円